

VI

「大東亜共栄圏」の建設

一 対タイ関係

1 対タイ関係の展開

544

昭和16年12月9日 在タイ坪上大使より

東郷外務大臣宛(電報)

日本軍のタイ国領域通過協定締結に関するタ
イ側との交渉経緯について

付 記 昭和十六年十二月八日調印

「日本國軍隊ノ「タイ」國領域通過ニ關スル日
本國「タイ」國間協定」

バンコク 12月9日後発

本 省 12月10日後着

第九三三號(館長符號板、極祕、大至急)

交渉成立前後當方印象左ノ通り

一、七日午後十時對「プラジット」「デレツク」「ワンワイ」

トノ交渉ニ於テ彼等ハ從順ニシテ何等反駁ノ氣勢ナク總
理不在彼等トシテ決定ノ權限ナキヲ陳辯スルノミ

二、八日午後七時「ピブン」トノ交渉ハ實質的話合ハ三〇分
ニテ終了シタリ「ピ」ハ盤谷ニ歸來直ニ停戰命令ヲ出セ
リ日本側モ同様命令ヲ希望スト言ヘルニ對シ當方ヨリ停
戰ハ本話合ト共ニ解決シタシト言ヘルニ「ピ」默ス更ニ
「ピ」ヨリ本件ニ關スル自分ノ責任ハ甚々重大ナリ場合
ニ依リ自分ノ地位ニモ累ヲ及ホスヘシ日本トンテ再考ノ
餘地ナキヤト訊ネタルニ對シ當方ヨリ縷々事態ヲ説明セ
ルニ「ピ」ハ何等反駁ヲ加ヘス其ノ儘應諾ノ決意ヲ固メ
タルモノノ如シ「ピ」別室ニ入り閣議ニ諮リ一時間半後
「デレツク」「ワンワイ」現レ「レダクション」ニ入り十
時半「ピブン」ノ面前ニ於テ「デ」トノ調印ヲ了シタリ
「ワニット」終始會談ニ立合ヘリ「ピブン」ノ面持チ甚
タ悲壯ナルモノアリタリ

三、交渉ノ經緯ニ依リ「タイ」側ノ空氣ヲ察スルニ強力ノ前
ニ屈シタリトノ感想強キモノノ如シ而シテ戰爭ノ結局ニ
對シテモ危惧アリ military collaboration 及失地回復ノ問

題ヲ削リ協定カ不徹底ノモノトナリタル所以此處ニ在ル
ヘシ

「ワニツト」ニ對シ本協定ハ「タイ」ニトリ最モ不名譽
ノモノナルヘシト言ヘルニ低聲ニテ漸次改善ノ餘地モア
ルヘント答ヘタリ尙「ワ」ハ調印ニ當リ勵聲[。]シテ本件カ
如何ニ「ピブン」ノ日本ニ對スル犠牲ナルカヲ說キ進駐
日本軍ノ嚴肅統制アル態度ヲ要望シタリ

(付
記)

日本國軍隊ノ「タイ」國領域通過ニ關スル
日本國「タイ」國間協定

下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ左ノ通約ス

一 東亞ニ於ケル緊急事態ニ對處センガ爲「タイ」國ハ日
本國ニ對シ日本國軍隊ニ依ル「タイ」國領域ノ通過ヲ許

可スベク又右通過ノ爲必要ナル一切ノ便宜ヲ供與シ且日
本國軍隊ト「タイ」國軍隊トノ間ニ發生スルコトアルベ
キ有ラユル紛爭ヲ避クル爲ノ措置ヲ即時實行スベシ

二 前項ノ實施ノ爲ノ細目ハ兩國ノ軍事官憲間ニ協定セラ
ルベシ

三 日本國ハ「タイ」國ノ獨立、主權及名譽ノ尊重セラル
ルコトヲ保障スベシ

千九百四十一年十二月八日「バンコック」ニ於テ本書二通
ヲ作成ス

大日本帝國大使 坪 上 貞 二

「タイ」國外務大臣 ディレック、チャイヤナーム

545 昭和16年12月11日 在タイ坪上大使より
東鄉外務大臣宛(電報)

日タイ軍事同盟締結に關するピブンとの折衝
について

付記一 昭和十六年十一月二十一日調印

「日本國「タイ」國間同盟條約」和訳文

二 昭和十六年十二月二十一日調印

「日本國「タイ」國間同盟條約附屬祕密了解事
項」和訳文

バンコク 12月11日後發
本 省 12月12日前着

一、八日ノ了解後軍側ノ希望モアリ更ニ軍事同盟へ進展方工

作中ノ處本十日午後七時「ピブン」ヨリ電話アリ陸海軍
武官帶同往訪ス左記趣旨ノ應酬アリタル後「對「タイ」
措置要領別紙攻守同盟案」（但シ註ヲ除ク）其ノ儘受諾セ

シメタリ

二、劈頭「ピブン」ヨリ所見ヲ述フトテ自分（「ピ」）ハ豫テ御

約束セシ通り決シテ日本ヲ敵トスルコトナシ即チ此ノ際
「タイ」トシテハ對英戦争ヲ決意スル一途アルノミナル
處國民ノ親英傳統永ク其ノ輿論ヲ對英戦争ニ導クコト容
易ナラス依テ右指導工作第一着手トシテ本夜九時ヨリ英
國重慶等ノ謀略ヲ封スル爲全市ニ戒嚴令ヲ布クヘク又近
ク内閣改造ヲ行フヘシ即チ日本側ノ希望セラルル軍事同
盟迄ニハ右ノ如キ段階ヲ要スヘキモノト思ハルル處御意

見如何ト云フ

依テ本使ヨリ閣下ノ御決意ハ多トシ之ヲ信スルモ今日此

ノ際右ハ何等カ具體的ニ實證セラレサル限り閣下ノ誠意

ヲ日本國民將又當地駐在ノ日本軍ニ知ラシムル由ナシ
(ト協定案ヲ示シ)本使トシテ直ニ之ニ御署名ヲ希望致度
シト云ヘルニ「ピ」ハ一讀後應諾ノ意思ヲ表明直ニ署名

スヘント答ヘタリ

（付記）

日本國「タイ」國間同盟條約

大日本帝國政府及「タイ」王國政府ハ東亞ニ於ケル新秩序
ノ建設ガ東亞興隆ノ唯一ノ方途ニシテ且世界平和ノ恢復及
増進ノ絶對要件タルコトヲ確信シ之ガ障礙ト爲レル一切ノ
禍根ヲ芟除根絶スルノ確乎不動ノ決意ヲ以テ左ノ通協定セ
リ

第一條

日本國及「タイ」國ハ相互ノ獨立及主權ノ尊重ノ基礎ニ於
テ兩國間ニ同盟ヲ設定ス

第二條

日本國又ハ「タイ」國ト一又ハ二以上ノ第三國トノ間ニ武
力紛爭發生スルトキハ「タイ」國又ハ日本國ハ直ニ其ノ同
盟國トシテ他方ノ國ニ加擔シ有ラユル政治的、經濟的及軍

三、然ルニ生憎當方用意ノ案文ニ餘部ナカリシ爲明朝案文ヲ
用意シ署名ヲ了スヘキ旨約束ヲ取付ケ引取りタリ尙其ノ
節本協定ハ記錄ノ性質ヲ有スヘキ旨説明シ置キタリ

事的方法ニ依リ之ヲ支援スベシ

第三條

第一條ノ實施細目ハ日本國及「タイ」國ノ權限アル官憲間ニ協議決定セラルベシ

第四條

日本國及「タイ」國ハ共同シテ遂行セラルル戰爭ノ場合ニ於テハ相互ノ完全ナル了解ニ依ルニ非ザレバ休戰又ハ講和ヲ爲サザルベキコトヲ約ス

第五條

本條約ハ署名ト同時ニ實施セラルベク且十年間有效トス締約國ハ右期間満了前適當ナル時期ニ於テ本條約ノ更新ニ關シ協議スベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十六年十二月二十一日即チ佛曆一千四百八十四年十二月二十一日「バンコック」ニ於テ本書二通ヲ作成ス

特命全權大使 坪 上 貞 二〔印〕
總理大臣兼 外務大臣 ピー、ピズノ、ソンクラム〔印〕

(付記二)

日本國「タイ」國間同盟條約附屬祕密了解事項

一 日本國ハ「タイ」國ノ失地恢復ノ要求ノ實現ニ協力スベシ

二 日本國ト「アメリカ」合衆國及英國トノ間ニハ既ニ戰爭狀態存在スルニ依リ「タイ」國ハ即時日本國ニ對シ同盟條約第二條ニ規定スル支援ヲ與フベシ右支援ハ本月八日ノ協定第一項ニ規定スル「タイ」國ノ協力事項ヲ含ムコト勿論ナリトス

三 兩國政府ハ本月八日ノ協定ノ内容ガ總テ同盟條約及本了解事項ニ包攝セラレ居ルノ事實ニ鑑ミ右協定ガ同盟條約ノ實施ト同時ニ終了スルモノト看做サルベキコト並ニ右協定ガ將來ニ於テモ公表セラルルコトナカルベキコトニ合意ス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本了解事項ニ署名セリ

昭和十六年十二月二十一日即チ佛曆一千四百八十四年十二月二十一日「バンコック」ニ於テ本書二通ヲ作成ス

特命全權大使 坪 上 貞 二〔印〕

總理大臣兼 ピー、ピブン、ソンクラム〔印〕
外務大臣

編注 付記一及び二の原文（仏語）は省略した。

546

昭和16年12月14日

在タイ坪上大使より
東郷外務大臣宛〔電報〕タイの対日態度に鑑み同国からの石油供給要
請に善処方意見具申

バンコク 12月14日後発

本 省 12月15日前着

第九八一號（館長符號板）

十三日「ボリバン」「ワニット」兩名來訪「ピブン」ノ命ニ依ル趣ヲ以テ現在「タイ」國トシテハ輸出入トモ日本ノミニ依存セサルヲ得ス又在英米ノ資金二億「バーツ」ノ凍結ニ付テモ結局日本ニ賴ラサルヲ得ス此ノ際日本側ト凡ユル支援ヲ得タシト述ヘタルヲ以テ本使ハ日「タイ」兩國ハ全然同盟關係ニアリ經濟的ニモ共存共榮ヲ欲スルモノニシテ最後迄協力スヘシ唯日本國民モ亦非常ナル不自由ヲ忍ヒ

右ハ海軍武官ヨリモ直接同様要請スルニ打合濟ナリ

~~~~~

ツツ未曾有ノ大戰ニ從事シ居リ日本經濟ハ戰爭目的達成ノ爲戰時體制ヲ執リツツアル次第ニシテ夫レニモ拘ラス「タイ」國ヲ援助スルモノナレハ相互ニ苦樂ヲ共ニスル覺悟ヲ要スト答へ置ケルカ「ボ」ハ「タイ」側焦眉ノ急ハ石油ニシテ何等用意ナクシテ突然軍事同盟ニ入りタルコトトテ石油ノ準備全クナク困惑シ居リ現ニ絶對必要ト認メラルモノノミニ供給シ一般民需ハ中止シ居リ通常時ノ約二五%迄切詰メ居ルモ今後ノ見透シ付カサルニ付是非共日本ヨリ供給ヲ得タント懇望セリ就テハ本邦自身窮乏ヲ告ケ居ル際頗ル困難トハ存スルモ右ハ首相ヨリノ申出ナル點右兩名ハ由來日本貢負トシテ事アル毎ニ日本ハ石油等吳レヌニアラスヤト揶揄サレ苦シキ立場ニ置カレ乍ラ今日迄節ヲ屈セス過日平和進駐交渉ノ際ハ「ピブン」トノ接觸ヲ得ルニ努メタルモ右兩名ナルコト等ニ鑑ミ「タイ」側ノ態度良好トナレル此ノ際難キヲ忍ヒテ先方所要量供給方特ニ御配慮アリタク至急御回電アリタシ

國際情勢の變化をふまえ華僑工作見直しにつき意見具申

バンコク 12月25日後発  
本省 12月25日夜着

第一〇九一號(館長符號扱)

南大發大臣宛電報第九一三號ニ關シ

從來ノ華僑工作方針ハ我カ勢力カ事實上南洋各地ニ及ハス  
從テ直接之ヲ操縱スルコト困難ナリシ關係上次善ノ策トシ  
テ南京政府又ハ其ノ他ノ占領地區内漢民族勢力ヲ通シ其ノ  
傘下ニ華僑ヲ結集セシムルコトニ依リ間接的ニ之ヲ我方ニ  
引付ケントセルニアリタルモノナル處大東亞戰爭開戦ヲ契  
機トシテ我カ軍ノ「タイ」國進駐アリ我國ハ「タイ」國ニ

言フコトヲ聞カセ得ルコトトナリ自然華僑ニ對シテモ我方

ノ意思ニ從ハシムルコトヲ得ル立場ニ置カレタル結果トシ  
テ特ニ中間ニ南京政府ヲ介在セシムルコト(ノ)必要ヲ認メ  
サルニ至リタル次第ナリ他方蔣政權ノ漢民族統一運動ノ南  
方華僑ニ對スル影響力ハ支那本土ニ於ケル程強烈ニハアラ

サルト雖侮り難キ成果ヲ收メツツアリ旁々支那民族其ノモ  
ノノ優秀性ニ鑑ミルモ支那本土ノ如何ナル勢力ヲ通スル場  
合ト雖其ノ組織ノ下ニ南洋二千萬ノ華僑ヲ統合シ民族意識  
ニ醒メシムルカ如キ行方ハ將來ニ禍根ヲ殘ス惧アリ國家百  
年ノ計ヲ思ヘハ此ノ際寧ロ南方華僑ヲ支那本土ト切離スト  
共ニ更ニ之ヲ幾ツカノ統治區域ニ分散セシメ夫々カ數民族  
トシテ處理スル方針ヲ以テ大局的ニ融和ヲ計ルヲ可トスヘ  
ク要之開戦以來日本ヲ繞ル國際情勢ハ劃期的變化ヲ生シツ  
ツアル次第ナルヲ以テ華僑工作乃至ハ南京政府ニ付テノ外  
交ニ對スル指導振りニ付テモ之ニ即應シテ根本的ニ再検討  
ヲ加フル要アルヘク貴電第九五四號末段公使交換ヲ急カサ  
ル點ハ前述ノ事情ヲ御考慮ノ上カトモ存セラルルモ今後ノ  
華僑工作問題トノ關聯モアリ此ノ機會ニ卑見御参考迄申進  
ス

編注 昭和十七年一月十四日、大本營政府連絡會議決定「華  
僑對策要綱」により、華僑を重慶政權から離反させ日

本の戰爭完遂に積極的に同調寄与させることを方針と  
する対華僑政策が定められた。

548 昭和17年1月18日 在タイ坪上大使より

東郷外務大臣宛(電報)

タイによる対米英宣戦布告につき請訓

バンコク 1月18日後発

本省 1月18日夜着

第一一八號(館長符號扱)

「タイ」國宣戰布告ニ關シテハ未タ何等御指示無キ處累次往電ニ依リ御承知ノ通り「タイ」側ニハ何時ニテモ實施ノ用意アルモ唯作戦ノ必要ヨリ日本軍ト聯絡シ時機ヲ待チツツアリトコトナリシカ十六日本使飯田司令官ト會談ノ節同司令官ハ作戦上ノ必要モ然ルコト乍ラ實ハ「タイ」國軍ニハ夫レ程期待ヲ掛ケ居ル次第ニアラス寧ロ宣戰ニ依リ「タイ」國一般民衆ヲシテ「タイ」國自身戦争シツツアリトノ自覺ヲ持タシメ依テ以テ輿論ヲ涵養シ「タイ」國官民ヲシテ戰時意識ニ徹底セシムルコトコソ緊要ニシテ一月八日及其ノ後ノ盤谷空襲ノ如キ好適ノ機會ト考へ居リタリト述ヘ司令官トシテハ急速宣戰ニ依リ現在ノ「タイ」國一般ノ戰時氣分ヲ強調スル要アリトノ意嚮ナリ本使トシテハ宣戰ハ早キ程可ナリト信スルヲ以テ至急中央ノ御意嚮御指示

相成度シ

編注 タイは昭和十七年一月二十五日に米英に対して宣戰を

布告した。

549 昭和17年1月27日 在独立大島大使より

東郷外務大臣宛(電報)

タイ、満州國、南京国民政府の三国同盟参加

につきリップントロップより照会について

付記

昭和十七年一月三十日付、欧亜局第一課作成

〔泰國ノ三國條約加入問題ニ關スル考察〕

ベルリン 1月27日前發

本省 1月27日後着

第二二〇號(館長符號扱)  
貴電第四一號ニ關シ

二、二十六日大本營ニアル「リ」外相ヨリ電話シ來リ本件ニ關スル日本側ノ意嚮ヲ問合セ越セルニ付不取敢冒頭貴電ノ趣旨ニテ日本政府ハ時期尚早ト認メアル旨答へ置クト共ニ後刻要旨ヲ書物ニテ送付方約シ置ケリ

三、尙右電話ノ際満、支、「タイ」ノ三國條約加入問題ハ如何ナレルヤ質問スルト共ニ之カ實現方要望セルニ付本使ヨリ東亞ニ特殊ノ事情モアルコトナレハ今暫ク待タレタク未タ東京ヨリ回報ナキハ折角考究中ト認ムル旨答ヘタル處「リ」ハ滿支ニ關シ何等問題アリトセハ「タイ」ハ既ニ英米ニ對シ宣戰ヲ布告セル次第ニモアリ米國カ南米等ヲ抱込マントスルニ對抗シ政治上有效ナリト考フルヲ以テ同國ノミニテモ勸誘方考慮アリタキ旨述ヘ居タリ

(付 記)

泰國ノ三國條約加入問題ニ關スル考察

(昭十七、一、三十 歐二)

一、從來ノ經緯  
一昨年九月三國條約締結後獨逸側ヨリ洪牙利其ノ他諸國ヲ三國條約ニ加入セシメ度ントノ希望申出アリタル際帝國トシテハ三國條約ニ之等小國ヲ加入セシムルコトハ必ズシモ三國條約ノ樞威ヲ高ムルモノニアラズ且ツ三國條約ノ條文自體ヨリ云フモ三國條約ハ第三國ノ加入ヲ豫想シ居ラズ條文ノ解釋上モ説明困難ナリトノ見地ヨリ必ズ

シモ右獨側希望ニ全幅のニ贊成ナリシ次第ニ非ザルモ獨逸ノ「バルカン」等ニ於ケル工作ハ當時未ダ成功ノ緒ニ着キタルノミニ過ギズ獨逸カ之等諸國ヲ三國條約ニ加入セシムルコトヲ以テ其ノ工作ニ資セントセル立場ヲ充分諒トシ獨側ノ提案ニ結局同意ヲ與ヘタリ且ソ帝國カ指導的地位ヲ有スル東亞ノ諸國ガ將來加入スルノ問題生ズル場合ニハ獨伊側ニ於テ異議ヲ有セザルベキ旨ヲ書面ヲ以テ確認セシメ置ケリ

獨逸前記工作ハ洪、羅、勃、「スロヴァキア」等ニ於テ成功セルモ昨年三月「ユーロースラヴィア」ヲ相當無理ナル狀態ニ於テ參加セシメントシ失敗シ我方トシテモ議定書調印後ナリシ爲迷惑ニ感ジタルコトアリ尙帝國トシテハ當時滿洲國及ビ泰國ノ加入カ一應考慮セラレタルモ滿洲國ニ關シテハ三國條約ト「ソ」聯トノ關係明白ナラザリシ關係モアリ「ソ」聯ヲ刺戟セザル様トノ考慮竝ビニ滿洲國ハ既ニ帝國ト新秩序建設ニ關シ完全ニ一致協力シ居リ今更形式的ニ三國條約ニ參加スルト否トハ事務ヲ繁雜ナラシムルノミニテ其ノ價值少ク右ハ歐洲ニ於ケル獨逸ノ場合ト事情ヲ異ニストノ見地ヨリ獨伊側ニ對シテ

ハ右問題ヲ提起スルコトナク又内面的ニ満洲國ニ對シテ

ハスル問題ノ提起ヲ控ヘシムル様處置シ來レリ又泰國ニ  
關シテモ一應加入問題考ヘラレザリシニアラザリシモ特  
ニ右實現實益アリトナス理由モナク今日ニ及ベリ

二、今次獨逸ノ泰國加入ニ關スル申出ニ關スル考察

今次獨逸ヨリ泰國ノ加入問題ヲ提起シ來レル處右ニ關

シテハ左ノ諸點ヲ考察スルヲ要ス

(イ)泰國ノ三國條約參加ト東亞新秩序建設ニ及ボス實益

(ロ)滿洲國及ビ中華民國ノ加入問題トノ關聯

(ハ)獨逸ガ本問題ニ付キ「イニシアティヴ」ヲ採レルコト  
ノ可否

(二)反樞軸陣營ニ對スル宣傳的價值

右(イ)ノ實益ニ關シテハ日泰間ニハ既ニ攻守同盟成立シ居  
ルノミナラズ泰國ハ今般英米ニ對シ宣戰ヲ布告シ帝國ト  
又延テ獨伊トモ協力ノ態度ニ出デ居ル次第ナルヲ以テ三  
國條約ニ今日加入セシムルコトハ多少ノ國內的宣傳價值  
ハアルモ右以外ニ些シタル實益モ認メラレズ尤モ右ハ直  
チニ泰國ノ加入ヲ不可ナリトナス理由トモナラズ此ノ點  
ヨリスレバ加入ノ問題ハ重要ナル意義ヲ有セズ獨側提案

受諾モ可トモ云ヒ得ベシ

(ロ)乍然從來帝國ガ諸般ノ理由ヨリ東亞諸國ノ三國條約加  
入ニ積極的ナラザリシニ拘ラズ今日急ニ泰國ノ加入ヲ  
實現スルコトトナラバ直チニ満洲國及ビ中華民國ノ加  
入問題ヲ惹起スベク此ノ場合帝國トシテハ對「ソ」關  
係上ノ考慮ヨリ満洲國ノ急速參加ヲ必ズシモ希望セズ  
又現在兩國ハ對英米宣戰ヲモ爲シヲラズ右ハ素ヨリ我  
方ノ指導ニ基クトコロナルカ條約加入後ハ歐洲ニ於ケ  
ル三國條約加入國竝ビニ泰國ハ對英米宣戰ヲ爲シ居リ  
爾餘ノ二國ハ之レヲ爲サズトノ現象ヲ生ズルコトアル  
ベク多少面白カラザル點ヲモ考慮スルノ要アルベシ  
(ハ)獨逸ガ東亞ノ問題ニ關シ「イニシアティヴ」ヲ取り泰  
國ノ加入ヲ「サジエスト」シ來リタル點ニ付キテハ  
「リツベントロップ」外相ノ言ヲ文字通り信用シ日獨  
伊陣營ノ擴充強化ヲ「イムプレス」スル爲ナリトスル  
モ帝國ニトリアマリ愉快ナル事實ニアラズ況ヤ臆測ヲ  
逞フスレバ本件裏面ニ於テ英國ノ勢力潰滅後ノ泰國ニ  
於ケル獨逸側ノ暗躍乃至野心又泰側ノ以夷制夷的氣分  
ノ反映トモ疑ハレザルニモアラズ從テ此ノ點ヨリハ假

ニ泰國ヲ加入セシムルトスルモ今次獨側申出ハ一應之  
レヲ腕曲ニ之ヲ拒否シ置キ更メテ我方カ滿、中、兩國

ノ問題トモ併セ考察シ當方ガ自主的決定シ問題ヲ提起

スルコト適當ナリト認メラル

(二)獨側ノ期待スル三國條約擴充ニヨル宣傳的效果ハ既ニ  
泰國ノ參戰ニヨリ充分目的達成セラレ居リ右力特ニ同  
國ノ加入ヲ急グ理由トハナラズト認メラル

### 三、結論

以上ノ考察ニヨリ泰國ノ加入問題ハ餘り重要性ヲ有セズ  
孰レニテモ可ナルガ如キモ東亞ノ諸問題ニ關スル今後ノ  
獨逸側ノ發言振トモ關聯アルニ付一應「帝國トシテハ泰  
國ノ加入ニ異議アル次第ニハアラザルモ右ニ關シテハ之  
ニ附隨スル諸問題ヲ考察スルノ要モアリ更メテ帝國政府  
ヨリ何等申出ズル迄時期ヲ待タレタシ」トノ趣旨ニテ回  
答シ置クコト適當ナリト認ム

尙從來ノ諸小國參加ノ際ノ經緯モアリ泰國ノ參加實現ノ  
場合ハ東京又ハ本邦ノ一地ニ於テ調印式ヲ行フコト絕對  
必要ナリ

550

昭和十七年一月二十八日  
別電

在タイ坪上大使より  
東鄉外務大臣宛(電報)

通貨安定のための經濟協力に関するタイ側申

入れについて

電

昭和十七年一月二十八日發在タイ坪上大使よ  
り東鄉外務大臣宛第一八四号

右申入れに関する覚書要旨

バンコク 1月28日夜発

本省 1月28日夜着

第一八三號(緊急、館長符號扱)

往電第一〇四號ニ關シ

二十七日午後「ワニツト」本使ヲ來訪シ別電第一八四號ノ  
覺書ヲ手交シ本使ノ助力ヲ懇請セルニ付本使ハ一讀ノ後  
(一)「タイ」國カ通貨發行ノ裏附トシテ從來英國ニ預ケ居リ  
タルモノハ正貨ニアラシシテ單ニ「クレヂツト」ト承知  
シ居ル處今後通貨ノ安定ヲ計ル爲日本ニ對シ地金ヲ懇請  
スルノ理由ハ解スルニ苦シム曩ニ我方ハ金賣却及正金借  
款ニ對シ航海安全トナリ次第相當巨額ノ地金ヲ當國ニ現  
送スル用意アルニ付之ヲ以テ正貨準備ト爲シ殘餘ハ圓ノ

「クレヂット」ト爲シ置クモ差支無キニアラスヤ

(二) 利率ノ點ハ三分トアルモ當國ニ於ケル借款ノ最低利率ハ

四分位ニシテ又ハ額ニ依リ最近ノ公債募集ハ三分五厘ナ  
ルニ付右ハ再考ヲ要スト說示セル處

(三) 「ワニット」ハ實ハ當國民ハ金ニ對シ非常ノ愛着ヲ感シ

居ルニ付民衆ニ對シテハ日本ヨリ現實ニ二億「バーツ」  
ノ金ノ供給ヲ受ケ得ルノ事實ヲ認識セシメ民心ヲ安定セ  
シムルノ要アリ又利率ノ點ハ先般米國側トノ借款ヲ商議  
セル際三分ニ協定セラレントシタルコトアルニ依ルモノ  
ナリト說明セリ

(四) 依テ本使ハ篤ト内容ヲ檢討シ置クヘキ旨答ヘ置キタルカ  
當該覺書案ヲ石井參事官ニ於テモ携行セルニ付御研究ア  
リタク本討議ニ對スル卑見ハ後電スヘキモ此ノ際「タイ」

側ノ要望ハ何等カノ形ニ於テ之ヲ叶ヘシムルコト同盟ノ  
誼ニ照シ對「タイ」政策上緊要ノ儀ト思考セラル

## 第一八四號(館長符號扱) 覺書要旨

一、現戰爭ニ於ケル日「タイ」間協力ノ結果英米ニ於ケル  
「タイ」國政府ノ資產ハ凍結シ沒收セラルヘキ事實ニ鑑  
ミ「タイ」通貨ノ安定ヲ維持シ戰時ニ於ケル「タイ」ノ  
國費ヲ支辨スル爲通貨準備ニ對シ適當ノ方法ヲ講スルノ  
必要生セリ

二、故ニ「タイ」國政府ハ下記ヲ交渉ノ基礎トシテ借款ニ關  
スル日本ノ援助ヲ頼請スルモノナリ

(イ) 借款額二億「バーツ」トス

(ロ) 一、「バーツ」ヲ〇、三三六三九「グラム」ノ純分ノ基  
準ニ於テ換算シタル借款額相當ノ金ヲ盤谷ニ引渡スヘ  
ク若シ「タイ」政府側ニ於テ要求アル場合ハ百「バ  
ツ」ヲ百五十九圓四分ノ一ノ割合ニテ外國爲替ニ代リ  
得ヘキ圓貨ヲ引渡スコト

(ハ) 借款ハ全額ヲ一時トセス數回ニ分ケ第一回ノ額ハ日本  
側ヨリ示唆シ其ノ後ハ必要ニ應シ「タイ」側ヨリ要求  
ス

## (別電)

バンコク 1月28日夜發  
本省 1月28日夜着  
ス

(二) 利率年三分

(イ)五年間据置四十年償還「タイ」側ハ期限前一部又ハ全

額ヲ支拂フノ権利アリ

### 三、前記提案ノ理由

(イ)英米ニ於ケル「タイ」政府ノ金資産約二億「バーツ」

(ロ)金ヲ要求セルハ「タイ」通貨ノ安定ヲ維持強化セル爲

通貨準備ト爲サンカ爲ニシテ金ノ價格ニ關スル換算基

準ハ兩國間ノ資金ノ協定ニ於テ採用セラレタル所ト同

一ナリ

(ハ)借款ヲ分割シタルハ「タイ」政府ハ其ノ必要トスル額

ノミヲ要求スルコトヲ示スモノナリ

(二)利率三分ハ前例ナキニアラス右ハ「タイ」通貨ノ準備

ヲ強化セントスルノ目的ニ對スル好意トシテ懇請スル

モノナリ

(ホ)四十年ノ期限ハ「タイ」ノ財源ニ鑑ミ借款額ノ膨大ナ

ルニ依リ提議スルモノナリ

四、「タイ」政府ハ本件ニ關シ日本政府ノ同情的考慮ヲ衷心

感銘シ當國ノ財政的安定ヲ促進スル爲總ユル援助ヲ感謝

スルモノナリ

551

昭和17年2月12日

在タイ坪上大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

### タイ通貨安定のための日本側提案に対するビ ブンの反応について

バンコク 2月12日後発

本省 2月13日前着

第二七〇號(館長符號扱、緊急)  
貴電第一〇七號ニ關シ

御來示ノ一乃至四、ヲ覺書ニ認メ十二日「ピブン」ニ手交シ  
原則的ニ先方ノ意嚮ヲ質シタル處「ピ」ハ一讀ノ後率直ニ  
意見ヲ申述ヘル次第ナルカト前提シ

(一)顧問派遣ハ前英國顧問ニ代フルニ日本人顧問ヲ以テスル  
ノ感ヲ國民ニ與ヘ好マシカラスト思考スト述ヘタルニ付  
本顧問ハ何等行政ニ關與スルモノニアラス東亞共榮圈内  
ニ於ケル金融力最モ重要ナル意義ヲ有スルニ鑑ミ「タイ」  
國ノ中央銀行ニ顧問ヲ入レ中央銀行トシテノ業務ノ遂行  
ニ協力セシメントスル趣旨ニ外ナラスト説明セルニ「ピ」  
ハ何レニシテモ顧問ノ名稱ハ面白カラス何レ考究ノ上回  
答スヘシト答ヘタリ

## 一 対タイ關係

(二) 比率一對一ノ問題ハ「タイ」國ニ取り急激ノ變更ナルヲ以テ各種ノ影響ヲ來スノ惧アルカ日本側ノ提案ハ尤モナリト述へ之亦充分検討ノ上回答スヘシト答ヘタリ

「ピ」ハ他ノ點ニ付テハ何等「レマーク」スルコト無カリシモ本覺書ニ對シテハ大藏當局ヲシテ充分研究セシメタル尙各項ニ關スル詳細ナル説明書ハ直接大藏大臣ニ手交シ交渉ヲ始ムル手筈ナリ

552

昭和17年2月18日

在タイ坪上大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

### 通貨安定策に関するタイとの折衝振りについて

バンコク 2月18日後発

本省 2月18日夜着

第二九八號(極祕、緊急、館長符號扱)  
<sup>(1)</sup>十六日午後「ワニット」本使ヲ來訪中央銀行問題等ニ關シ近ク渡日致度キ旨申出アリタル處貴電第一〇五號ノ次第モアリ「ワ」ノ渡日前ニ借款、爲替率及中央銀行問題ニ關シ「タイ」側ノ意図ヲ聽取シ相互意見ノ交換ヲナシ之等問題

ニ對スル基本的了解ヲ取付クルノ要アルモノト認メ十七日午前内山ヲシテ松田及藤澤ヲ同伴「ボリバン」及「ワ」ヲ往訪懇談セシメタル結果要旨左ノ如シ

一、借款問題ニ關スル「タイ」側ノ意見ハ今回ノ借款ハ「バツ」ノ價值ヲ安定セシムル爲英米側ニ依リ沒收セラレタル準備金ニ相當スル二億「バーツ」ノ金ヲ日本ヨリ借入レタルコトトシ以テ國民及一般經濟界ニ安心ヲ與フルコト必要ト思考シタルニ依リ之ヲ提議シタルモノニシテ其ノ目的ハ寧ロ對内宣傳ニアリテ現實ニ金ヲ獲得スル必要ニ迫ラレ居ル譯ニハアラス從テ本件借款ハ公表文書及祕密協定ヨリ成ルモノトシ公表文書ニ於テハ「タイ」ハ日本ヨリ二億「バーツ」ニ相當スル金ヲ借入レ之ヲ日本ニ預ケ置キ通貨發行準備ニ繰入ルル旨ヲ定メ祕密協定ニ於テ右ノ金ハ「タイ」側ニ於テ現實ニ借入ルモノニアラヌ又「イヤマーク」スルモノニアラス從テ差當リハ利子ヲ附セス若シ將來「タイ」側カ日本ヨリ利子金ノ供給ヲ受ケタル場合ハ現實ニ借入レタル金額ニ對シテノミ利子ヲ附スル旨ヲ取極メルコト致度シト謂フニアリ右ハ英米側ニ沒收セラレタル準備(金)ニ相當スル金ヲ日本ヨリ

借入レテ埋合セヲ付ケタル如ク假想シ國民全般ニ安心ヲ

與ヘ

通貨ノ安定ヲ計ラントスル苦肉ノ策ニテ些カ權宜ノ處置

タルノ嫌ナキニアラサルモ金ニ對スル執着強キ當國大衆  
ヲ引着クルカ爲ニハ已ムヲ得サル策カトモ思料セラルル

次第ナルカ右「タイ」側申出ノ如キ趣旨ニテ借款供與可

能ナリヤ回電相煩度シ

二、爲替率ノ問題ニ付テハ當初ハ順次引下ケヲ欲シ居リタル

モ「ワニツト」ハ私見トシテハ必シモ「パー」トスル

コトニ付反対セサルカ如キ口吻ナリ唯其ノ時期ニ付テハ

國內ノ物價等ニ及ホス影響ノ深刻ナルモノアルヘキニ鑑

ミ明言ヲ避ケタリ尙爲替率ヲ「パー」トシタル場合ノ物

價ニ付テハ「ワ」ハ例ヘハ米ニ就キテ言ヘハ「パー」ト

シタル爲ニ生スル物價ノ騰貴ヲ爲替切下ケノ率ノ五〇%

トスルモ一案ナリト洩シ居リタリ

三、中央銀行ニ付テハ目下法律案起草中ニテ右脱稿ノ上ハ閣

議及議會ノ協賛ヲ經テ法律トシテ公布セラル迄ノ期間

ヲ利用シ約二三週間ノ豫定ヲ以テ「ワ」ハ大藏省顧問

「ビバツト」其ノ他將來中央銀行問題ニ關與スヘキ者三、

四名ヲ伴ヒ渡日シ日本銀行ノ機能及業務ノ實際ヲ視察シ  
此ノ間借款及爲替率ノ問題ニ付テモ日本側ト折衝セシメ

タシト述ヘ又顧問ノ點ニ付テハ他ニ適當ノ名稱ヲ考フル  
等ノ方法ニ依リ國民ノ感觸ヲ害セスシテ日本側ノ希望ニ

副フ方法ヲ考慮中ナリト述ヘタリ

四、尙右三點ニ關シ往電第二九五號本使ヨリ大藏大臣宛說明

書ハ目下之ヲ「タイ」語ニ翻譯淨書中ニシテ未タ「ピブ

ン」ニ取次キ居ラサル由ニ付以上ノ意見ハ單ニ「ボリバ

ン」及「ワ」ノ私見ニシテ「タイ」政府トシテノ正式ノ

意思表示ニアラサルヘキモ右不取敢

~~~~~

553 昭和17年2月19日

東郷外務大臣より
在獨國大島大使宛(電報)

タイの三国同盟参加を暫時保留の旨獨國へ回

答方訓令

本省 2月19日後7時30分発

第一三六號(館長符號扱)

貴電第六九號ノ三ニ關シ

「タイ」國ヲ三國條約ニ加入セシメ帝國ノ東亞ニ於ケル指

導的地位ヲ法的ニモ承認セシムルコトハ夫レ自体トシテハ
望マシキ次第ナルカ「タイ」國ノ加入ノ場合ハ滿、中兩國
ノ加入モ當然考慮セサルヘカラス延テ對「ソ」關係ヲモ考
慮スルノ要アル處差當リ「タイ」國ノ參戰ヲ見タル今日本
件ヲ急速ニ實現セシムルノ必要モ認メラレサルニ付獨側ニ
對シ「帝國トシテハ「タイ」國ノ加入ニ異議アル次第ニ非
ルモ之ニ附隨スル諸問題ヲ考究スルノ要モアリ將來帝國政
府ヨリ何等申出ル迄待タレ度ク又獨側ノ重視スル政治的、
宣傳的價値ニ付テハ「タイ」國ノ今次參戰ニ依リ一應目的
達成セラレタルモノト認ム」トノ趣旨ニテ回答シ置カレタ
シ

(一) 甲地域ニ付テハ
(1) 各地域ノ通貨ヲシテ從來ノ米英貨又ハ金銀ニ基礎ヲ
置ク制度ヲ廢止シ日本圓ヲ背景トスル管理通貨ニ移
行セシムルコト
(2) 通貨ノ對外價値ノ基準ハ之ヲ日本圓ニ置カシメ日本
圓ニ對スル爲替換算率ハ當該地域ト本邦竝ニ他ノ大
東亞共榮圈各地域トノ經濟關係ヲ勘按シ共榮圈ノ一
環トシテ圈内諸地域ト緊密ナル提携ノ下ニ健全ナル
發展ヲ所期シ得ルコトヲ目途トシテ決定スルコト
(3) 各地域ノ對外決済ハ原則トシテ日本圓ヲ通シ東京ニ
於テ行ハシメ本邦ヲ中心トスル綜合決済制度ヲ確立
スルコト

- 554 昭和17年2月23日 大本營政府連絡會議決定
「南方諸地域ニ對スル通貨金融制度ノ基本方針
並ニ泰國及佛印ニ對スル當面ノ措置ニ關スル件」

編 注 右回答は、同月二十二日に大島大使よりリッベントロッ

- (4) 各地域ニ新情勢ニ即應セル發券制度ヲ完備スルト共
ニ通貨、金融並ニ爲替ノ統制ニ關スル機構ヲ整備ス
ルコト

トシ之カ實施ニ當リテハ現地物資ノ取得並ニ開發等ニ

記

支障ヲ來ササル様配置スルト共ニ各地域ノ軍事、政治並ニ經濟上ノ特殊事情ニ對シ充分ナル考慮ヲ拂ヒ尙其ノ順序、時期及方法等ニ關シテハ中央現地緊密ナル連絡ノ上之ヲ決定スルモノトス

(二)乙地域ニ付テハ

概ネ甲地域ニ對スル方針ニ準スルモ泰佛印共ニ甲地域トハ本邦ニ對スル政治的軍事的關係ヲ異ニシ特ニ佛印ニ付テハ其ノ本國トノ關係等ヨリ事情複雜ナルヲ以テ之等ニ關シ慎重ナル注意ヲ拂ヒ施策上遺憾ナキヲ期スルモノトス

備考

南方各地域ニ於ケル通貨價值ノ安定、通貨膨脹ノ抑制、

餘剩購買力ノ吸收、各種金融ノ疏通、資金計畫ノ設定

等通貨金融政策遂行上必要ナル諸施策ニ關シテハ別途決定スルモノトス

第一、目下通貨金融制度ノ根本的改革ニ直面セル泰國ニ對シテハ左記ノ方針ニ依ルコトシ速ニ之カ實現ニ努ムルモノトス

(一)泰國貨ノ對外價值ノ基準ヲ日本圓ニ置カシメ對日本圓換算率ヲ一對一ト爲スコト(現在ノ換算率ハ一〇〇バート對一五五圓七〇錢)

(二)成ルヘク速ナル時期ニ中央銀行ヲ設立セシメ本邦側ニ於テ之ヲ指導シ得ル如ク適當ナル處置ヲ採ルコト

(三)米英ニ依リ凍結セラレタル同國發券準備ヲ補填シ同國通貨ノ安定ヲ圖ル爲本邦側ヨリ金「イヤマーク」等ノ方法ニ依リ必要額ノ借款ヲ供與スルコト

(四)物價統制、爲替管理等ヲ強力ニ實施セシメ通貨價值ノ安定ヲ圖ラシムルコト

(五)本年下半期以降ノ本邦ト泰トノ間ノ決済ハ特別圓ヲ以テ爲スコト

備考

(1)右(三)ハ同國現在ノ實情ニ照シ已ムヲ得サル例外的措置ニシテ今後他ノ共榮圈諸地域ノ通貨安定ノ爲ニハ

金ノ供與ハ之ヲ爲ササルモノトス

(2)泰國ノ通貨制度ハ將來圓爲替本位ヲ採ラシムル如ク指導シ之ニ必要ナル法制上ノ整備ヲ爲サシムルモノ

トス

(3) 特別圓トハ當該國ト本邦トノ間ノ決濟ノミナラス當該國ト本邦以外ノ諸地域(其榮圈外ノ地域ヲ含ム)トノ間ノ決濟ニモ使用シ得ヘキ圓ニシテ又必要ニ應シ金ニモ換へ得ヘキモノヲ謂フ

(4) 右(3)ノ「必要ニ應シ」トハ當該國ニ於テ金ヲ必要ト

スル已ムヲ得サル事由アリト認メラレ且當該國ニ對スル本邦側ノ政策上必要トスル場合ノ如キヲ意味ス

第三、佛印ニ對スル當面ノ措置

(一) 現行日佛印間經濟協定ニ依レハ日本及佛印間ノ決濟ハ

原則トシテ金ヲ以テ之ヲ爲スコトナリ居レルカ大東亞共榮圈ノ決濟通貨ハ圓ヲ以テ爲ス方針ヲ確定セル今日ニ於テハ右ハ根本的修正ヲ必要トスルモノアルモ現在進行中ノ米其ノ他ノ物資買付、佛國船傭船等ニ關スル交渉ヲ至急妥結セシムル要アルヲ以テ直チニ根本的解決ヲ圖ルコトハ暫ク差控ヘ當分ノ内概ネ左記ニ依リ措置スルモノトス

- (2) 護謨ニ付テハ一月乃至三月分ノ所要量ニ對シテハ要スレハ金ニ依ル支拂ヲ認ムルコトトス
(3) 佛國船傭船料ニ付テハ至急妥結ヲ圖ル爲物資ニ依リ消化シ得サルモノハ金ニ依リ支拂フヘキ旨ノ約束ヲ與フルコトトス

(4) 軍費ニ付テハ軍ニ於テ「ピアストル」ノ入手ヲ急ク場合ハ要スレハ從來通り金ニ依リ支拂フ建前ニテ交渉スルモノトス

(二) 本邦トシテハ現在ノ如キ巨額ノ金支拂ヲ繼續スルコトハ不可能ナルヲ以テ目下緊急ヲ要スル米其ノ他ノ物資及船腹ヲ獲得シタル後成ル可ク速ナル機會ヲ捉ヘ(本年五六月ト豫定ス)一切ノ支拂ヲ特別圓ヲ以テ爲斯前ニテ佛印側ト强硬ニ交渉ヲ爲シ速ニ根本的解決ヲ圖ル如ク措置スルモノトス

~~~~~

昭和17年3月2日

在タイ坪上大臣宛(電報)  
東鄉外務大臣宛(電報)

日タイ金融協定等の締結に關するピブンとの  
会談について

(1) 現行支拂協定ニ基ク貿易決濟(米代金其ノ他)ハ從來通リノ建前ニ依リ要スレハ金ニ依ル決濟ヲ繼續ス

## 一 対タイ關係

555

バンコク 3月2日後発  
本省 3月3日前着

第三六五號(大至急)

貴電第二六九號ニ關シ

内山、松田及藤澤「ボリバン」「ワニツト」ト屢次折衝ノ結果大體結論ニ達セルヲ以テ右確認ノ爲本使二日午前「ピブン」總理ヲ往訪セル處

一、圓對「バーツ」「パリチ」ニ對シテハ主義上ノ異存ナキ旨ヲ言明セルモ其ノ實施期ニ付テハ日本トノ輸出入數量及價格協定成立ト同時ニ致度シト述ヘタリ

二、右貿易協定ヲ出來得ル限り速ニ成立セシムル爲「ワニツト」ヲ日本ニ派遣セシメラレ度シト希望セル處「ワ」ニハ何時ニテモ其ノ用意アリト答ヘタリ「ワ」ノ出發日取ハ協議ノ上追テ電報スヘシ

三、右「ワ」ノ訪日ニ際シテハ必要ニ應シ經濟部關係諸機關ヲ上京セシムルコト可然ト存セラル何分ノ回電アリ度シ

556

昭和17年3月3日 在タイ坪上大使より

東郷外務大臣宛(電報)

日タイ金融協定等の締結に関するピブンとの会談につき報告

付記 作成日、作成局課不明  
「日」「タイ」金融協定

バンコク 3月3日後発  
本省 3月4日前着

第三七四號(極祕) 往電第三六五號ニ關シ

一、會談ノ際ハ交渉ノ重要點タル爲替「パリチ」問題ニ主力ヲ注ギ急速實施方ニ付說得ニ努メタルモ「ピ」ハ本問題ハ「タイ」國ノ經濟及財政ニトリ重大ナル關係ヲ有スルニ付貿易協定ノ成立ト同時ニ之ヲ實施シ度キ旨述ヘタルヲ以テ本使ハ蘭貢陷落モ(目前)ニ迫リ居リ急速之ヲ實施スルニアラサレハ「タイ」ニトリ不利ナルヘシト應酬シタルニ「ピ」ハ全ク同感ナルモ日本ノ壓迫ニ依リ比率改定ヲ爲シタリトノ印象ヲ内外ニ與ヘルコトハ内政上面白カラサルノミナラス敵側ノ宣傳ニ乗セラレ日本ニトリ

テモ不利ナルニ付貿易協定ノ成立ト同時ニ比率改定ヲ實施シ度キ旨強調セリ就テハ貿易協定ヲ至急締結シ比率改定ヲ實施セシムルコト緊切ナルニ付貴電第一三九號ノ三ノ趣旨ニテ本件急速實現方御取計ヲ請フ

二、元來對「タイ」交渉ハ問題ヲ出來得ル限り簡略化スルニ

アラサレハ種々ノ論議ヲ惹起シ妥結ヲ見ルコト困難ナルニ付本會談ニ於テハ問題ヲ比率改定ニ極限セル次第ニテ他ノ關係案件ニハ一切觸レス「ビ」モ亦何等言及スル所無カリシモ借款ノ件ニ關シテハ往電第三六七號ノ通り大藏當局トノ間ニ大體諒解済ナルニ付主義上「タイ」側ニ於テ同意セルモノト解シ差支無シ中央銀行、顧問問題ニ付テハ別電ス

### (付記)

日「タイ」金融協定

昭和十七年春「タイ」國ヨリ「ワニット」「ビヴァット」等來朝シ日本政府當局ト戰爭發生ニヨリ生ジタル新事態ニ應ジ日「タイ」間ノ經濟金融問題ノ調整ヲ協議セルガ其ノ結果外務次官西春彦「ワニット」間ニ基本了解成立シ更ニ

之ニ基キ日本大藏省「タイ」大藏省間ニ特別圓協定取極メラレ又日本銀行ヨリ「タイ」政府ニ對シ二億圓ノ借款ヲ供與スルコトニ成レリ

### (一)了解事項

日本國、「タイ」國間同盟條約第二條ノ規定ニ從ヒ日本國、「タイ」國間ノ緊密ナル經濟關係ヲ益々增進スル目的ヲ以テ日本國政府及「タイ」國政府ハ左記ニ關シ意見一致セリ、「タイ」國ニ於ケル通貨ノ安定ヲ計ル爲「タイ」國政府ノ希望ニ依リテハ日本國政府ハ曩ニ「バンコック」ニ於テ兩國政府間ニ意見一致ヲ見タル大綱ヲ基礎トシ「タイ」國政府ニ對シ借款ヲ供與スル様日本銀行ニ斡旋スベシ

二、日本國及「タイ」國間ノ貿易上及貿易外ノ一切ノ決済ハ「特別圓」ニ依ルベシ

三、兩國政府ハ本了解事項及別紙貿易協定基本條項了解ニ基ク兩國間貿易協定締結ノ爲引續キ交渉ヲ行フヘシ、本了解事項及貿易協定基本條項了解ハ右貿易協定其他ノ正式文書ニ依リ確認セラルベシ

四、兩國政府ハ引續キ左ノ事項ニ關シ協議スベシ

(イ)前記第一項及第二項實施ノ爲必要ナル細目

ノトス

(ロ)其ノ他兩國間ノ經濟的協力ニ關シ必要ナル事項

昭和十七年四月二十一日即チ佛曆一千四百八十五年四月二十一日

東京ニ於テ本書二通ヲ作成ス

(二)協定覺書(譯文)

昭和十七年四月二十一日(佛曆一千四百五年四月二十一日ニ相當ス)日本外務次官西春彦及泰國大藏大臣代理國務大臣「ワニット・パナノンタ」ニ依リ假調印セラレタル諒解事項ノ第二ニ關聯シ日本大藏省及泰國大藏省ハ一切ノ支拂ノ決濟ノ爲最モ便宜ナル方式ヲ設定セントスル目的ヲ以テ茲ニ左ノ通同意ス

前項以外ノ諸國又ハ諸地域ガ日泰兩國政府ノ何レカ一方ニ對シ當該諸國又ハ當該地域ト日本及泰國トノ間ノ支拂ヲ「特別圓」ニ依リ決濟スルノ利益ヲ享受セントスルノ希望ヲ表明シタル場合、日泰兩國政府ガ之ヲ適當ト認メタルトキハ兩國政府ハスル國又ハ地域ニ對シ右ノ利益ヲ與フルコトニ付同意スルモノトス泰國大藏省及日本銀行ハ本條ノ適用ニ關シ必要ナル取極ヲ爲スモノトス

二、本協定覺書ノ目的ノ爲「特別圓」ナル文言ハ日本ト泰國トノ間ノミナラス泰國トノ他ノ諸國又ハ諸地域ニシテ既ニ「特別圓」ニ依ル支拂ノ決濟方式ノ適用ヲ見ツツアルモノ若ハ其ノ他ノ諸國又ハ諸地域ニシテ「特別圓」ヲ使用セントスル希望ヲ表明シタル場合ニ於テ日泰兩國間ニ於テ之ニ付合意セラルヘキモノトノ間ノ一切ノ支拂ノ決濟ニ使用セラルル日本圓ヲ謂フ又「特別圓」ハ必要ニ應シ純金一「グラム」ニ付四圓八十錢ノ割合ニテ金ニ振替ヘ得ヘキモノトス

三、本協定覺書ニ定ムル金ノ價格ハ公表セラレサルモノトス

四、本協定覺書ハ昭和十七年五月一日(佛曆一千四百五年五月此等ノ諸國又ハ諸地域ガ之ニ同意ヲ與フル場合ニ限ルモ

# 一 対タイ關係

二日ニ相當ス)ヨリ實施セラルヘキモノトシ兩國政府ノ何レカ一方ガ他方ニ對シ終了ノ豫告ヲ爲シタル日ヨリ三ヶ月ノ期間ノ満了スル迄效力ヲ有スルモノトス

昭和十七年五月一日(佛曆一四八五年五月一日ニ相當ス)

東京ニ於テ本書二通ヲ作成ス

日本大藏大臣

泰國大藏大臣代理國務大臣

(二)特別圓決濟ニ關スル日本銀行及泰國大藏省間協定  
特別圓決濟ニ關スル日本國大藏省及泰國大藏省間昭和十七年(佛曆一四八五年)五月一日附協定覺書實施ノ爲メ日本銀行行ハ日本國政府ノ權限アル官憲ノ承認ヲ經テ泰國大藏省ト左ノ諸條ヲ協定ス

第一條 泰國大藏省ハ日本銀行本店ニ泰國國庫特別圓勘定ト稱スル一般勘定ヲ開設スルモノトス

第二條 泰國大藏省カ同國爲替集中制度ニ依リ賣却シ又ハ買入レタル圓爲替ノ受渡ハ前記勘定ノ借記又ハ貸記ニ依リ爲サルモノトス

第三條 泰國大藏省ハ泰國ニ於ケル日本側銀行ノ正常ナル

取引ヲ圓滑ナラシムル爲メ其ノ要求アリタルトキハ泰國大藏省ノ規定ニ從ヒ何時ニテモ前記勘定ニ貸記セラルヘキ圓貨ヲ對價トシテ「バート」貨ヲ供給シ又前記勘定ニ借記セラルヘキ圓貨ヲ對價トシテ「バート」貨ヲ受入ルモノトス

第四條 前記勘定殘高カ第二條第三條ノ圓爲替賣却ノ爲メ泰國大藏省ノ必要トスル額ニ不足スルトキハ日本銀行ハ前記勘定ノ貸越ヲ認ムルモノトス

右貸越ノ限度並ニ之ニ對スル利息ノ率ニ付テハ追テ兩當事者間ニ於テ協議スルモノトス

第五條 前記勘定ノ貸方殘高ニ對シテ附スヘキ利息ノ率ハ附表ノ通リトス

第六條 前記日本國大藏省及泰國大藏省間協定覺書ノ失效ニ際シ日本銀行及泰國大藏省ハ前記勘定ノ殘高處理ニ付協議スルモノトス

第七條 本協定ハ兩當事者間ノ協議ニ依リ之ヲ變更シ得ルモノトス

第八條 本協定ハ泰國爲替集中制度實施ノ日ヨリ之ヲ實施スルモノトス

昭和十七年(佛曆二四八五年)六月十八日東京ニ於テ本書

二通ヲ作成ス

藏省宛送付セラルヘシ

三、本勘定ニ存スル資金ノ支拂又ハ振替ヲ伴フ取引ハ泰大藏省發祕密コード使用電信指圖ニヨリテノミ行ハルモノ

日本銀行商業手形割引歩合 利率

トス

|             |      |        |    |
|-------------|------|--------|----|
| 日歩一錢二厘迄     | ナルトキ | 年利五厘   | トス |
| 一錢三厘ヨリ一錢六厘迄 | "    | 七厘五毛   | "  |
| 一錢七厘ヨリ一錢迄   | "    | 一分     | "  |
| 一錢一厘ヨリ一錢四厘迄 | "    | 一分二厘五毛 | "  |
| 二錢五厘ヨリ一錢八厘迄 | "    | 一分五厘   | "  |

以下同斷

(四)泰國國庫特別圓勘定ニ關スル泰大藏省日本銀行間取極

一、泰國國庫特別圓勘定ノ貸方殘高ニ對シテ日本銀行ノ支拂

ヘキ利息ハ積數計算法ニ依リ毎日ノ最終殘高ノ圓未満

ヲ切捨テタルモノニ對シ日數ヲ乘シテ計算スルモノトス

二、右利息ハ年四回三月、六月、九月及十二月各末日ニ於テ

前三ヶ月分ヲ計算シ、翌月一日ノ殘高ニ元加スルモノト

ス、報告書ニハ其計算ノ明細ヲ記載シ日本銀行ヨリ泰大

六、盤谷ト東京ニ於ケル取引日カ一致セサルトキハ其調整ハ盤谷ニ於テ、日本銀行報告ニ基キ泰大藏省、橫濱正金銀行盤谷支店間ニ於テ利息ノ差額ヲ受授スルコトニ依リ爲サルモノトス  
七、本取極ハ兩契約者間ノ合議ニ依リ隨時修正セラルヘシ  
佛歷二四八三年(昭和十七年)<sup>(五カ)</sup>九月十五日盤谷ニ於テ本書二通ヲ作成ス

(五)泰國々庫特別圓勘定ニ關スル泰國大藏省・日本銀行及泰國銀行間協定

泰國銀行設立ニ鑑ミ泰大藏省及ヒ泰國銀行ハ日本政府ノ權限アル官憲ノ承認ヲ經タル日本銀行ト左ノ通り協定ス

昭和十八年(佛歷二四八六年)三月十九日盤谷ニ於テ三通作成ス

第一條 昭和十七年(佛歷二四八五年)六月十八日附「泰大藏省、日本銀行間ノ特別圓決濟ニ關スル協定」及ヒ佛歷

二四八五年(昭和十七年)九月十五日附「泰大藏省、日本銀行間ノ泰國々庫特別圓勘定ニ關スル協定」ニ於ケル協

定當事者トシテノ泰大藏省ノ地位ハ昭和十八年(佛歷二

四八六年)三月十九日ヨリ泰國銀行ニ依リ繼承セラルヘシ、從ツテ前記協定ハ同日ヨリ泰國銀行日本銀行間ノ協定トシテ適用セラルヘシ

第二條 前記二協定ニ於ケル泰國々庫特別圓勘定ハ前記日附以降「泰國銀行特別圓勘定」ト改稱、同日以前ニ於ケル「泰國々庫特別圓勘定」ニ關スル泰國大藏省ノ日本銀行ニ對スル債權債務一切ハ「泰國銀行特別圓勘定」ニ依リ繼承セラルヘシ

第三條 昭和十七年(佛歷二四八五年)六月十八日附「泰大藏省日本銀行間ノ特別圓決濟ニ關スル協定」第三條ニ依ル圓ヲ對價トル銖ノ受拂ハ引續キ泰國大藏省ノ定ムル條項及ヒ規定ノ下ニ行ハルモノナルコトヲ諒解ス

#### (六)借款ニ關スル覺書

泰國大藏大臣 ポリップハンヂ  
泰國銀行總裁 ヒバツト  
日本銀行代表者 藤澤

昭和十七年(佛歷二四八五年)四月二十一日附日本外務次官西春彦閣下及泰國大藏大臣代理國務大臣「ワニット・ハナノン」閣下ニ依リ假調印セラレタル了解事項ノ第一ニ關聯シ日本大藏省ト泰國大藏省トハ泰國ノ通貨安定其ノ他ノ諸目的ニ對スル借款ニ關スル左ノ覺書ニ同意スルモノトス、日本大藏省ハ日本銀行カ泰國大藏省ニ對シ一億圓ノ借款ヲ供與スル様取計フコトヲ約ス

二、前條借款ニ依リ泰國大藏省ノ取得スル圓資金ハ一切ノ支拂ノ決濟ノ爲最モ便宜ナル方式ヲ設定スル爲ノ昭和十七年(佛歷二四八五年)五月二日附日本大藏省及泰國大藏省間協定覺書ニ於ケル特別圓ト同一ノ性質ヲ有スルモノナルコトヲ約ス

三、借款ニ關スル本覺書ノ實施ニ付日本銀行ト泰國大藏省ト

ハ更ニ協定ヲ爲スモノトス

昭和十七年六月十八日(佛曆二四八五年六月十八日ニ相當

(ス)

東京ニ於テ本書二通ヲ作成ス

通ヲ作成ス

日本大藏次官 谷 口 恒 二  
泰國大藏大臣 代理國務大臣 ワニツト・パナノン

(八)特別圓決濟ニ關スル日本大藏省及泰國大藏省間協定  
覺書竝ニ泰國大藏省及日本銀行間協定ニ關スル兩國

大藏省間諒解事項

日本大藏省及泰國大藏省ハ昭和十七年(佛曆二四八五年)五

月二日附兩者間協定覺書ニ基ク特別圓ニ依ル決濟機構ノ有  
效ナル運行ハ相互ノ協力及諒解ニヨツチノミ遂行セラル  
モノナル事ヲ認メ且ツ特別圓決濟ニ關スル昭和十七年(佛  
曆二四八五年)六月十八日附泰國大藏省及日本銀行間協定  
ノ運用ヲ圓滑ナラシムル爲メ茲ニ左ノ事項ニ付諒解ヲ遂ケ  
タリ

一、日本大藏省及泰國大藏省ハ泰國ノ正常取引ニ要スル圓貨

ノ供給竝ニ日本ノ正常取引ニ要スル銖貨ノ供給ヲ容易ナ  
ラシムル爲必要ナル措置ヲ講スルモノトス

二、泰國大藏省ハ泰國ニ於ケル爲替銀行ヲ經由シテ日本圓爲

替ノ集中ヲナスニ付必要ナル措置ヲ講スルコトニ同意ス

昭和十七年(佛曆二四八五年)六月十八日東京ニ於テ本書二

慮ヲ拂フモノトス

ルモノトス

三、泰國爲替集中制度ノ適用上爲替集中制實施可及的速カニ  
日泰間ニ於ケル爲替取引ハ總テ日本圓貨表示トシ且泰及  
共榮圈内他地域トノ爲替取引モ亦原則トシテ日本圓貨表  
示トナスモノトス

四、前記泰國大藏省及日本銀行間協定第二項及第三項ニ於テ  
爲替ヲ賣リ又ハ買フ場合ノ手數料トシテ定メラル可キ值  
開キノ率ハ泰國銀行又ハ同銀行設立前ニ於テハ泰國銀行  
局ト日本大藏省ノ指定セル銀行トノ間ニ於テ協定セラル  
ヘキモノトス

五、日本大藏省及泰國大藏省ハ兩國間ノ營業上及商業上ノ諸  
取引ニ影響ヲ及ホスカ如キ爲替上ノ法令ニ關スル措置ニ  
付相互ニ通知スヘキコトニ同意ス尙右諸取引ノ爲ノ爲替  
ノ便宜ヲ確保スル目的ヲ以テ相手方ノナスヘキ申出ニ對  
シ直チニ考慮ヲ拂フコトニ同意ス

右協定ハ各々兩國大藏省ノ認可ヲ受ケルコトヲ要スルモノ  
トス

昭和十七年(佛曆二四八五年)六月十八日東京ニ於テ本書一  
通ヲ作成ス

# 一 対タイ關係

日本大藏次官 谷 口 恒 二

泰國大藏大臣 代理國務大臣 ワニツト・パナノン

## (九)借款協定

日本及泰國間ノ經濟關係ヲ增進スル爲日本銀行ハ日本帝國  
政府ノ權限アル官憲ノ承認ヲ經テ泰國大藏省ト茲ニ左ノ如  
ク協定ス

第一條 日本銀行ハ泰國大藏省ニ對シ日本通貨ヲ以テ總額  
二億圓ヲ限度トシ本協定締結ノ日ヨリ五年以内ニ借  
入ヲ爲シ得ヘキ借款ヲ供與スルコトニ同意ス

第二條 泰國大藏省ハ第一條ニ基キ借入ヲ爲サントスル場  
合ハ日本銀行ニ對シ借入金證書ヲ提供シ右借入金相  
當金額ハ日本銀行ニ設ケラルヘキ泰國大藏省名義ノ  
預金勘定(借款勘定)ニ貸記セラルヘキモノトス

第三條 泰國大藏省ハ第二條ノ預金勘定(借款勘定)ヨリ引

出シ日本銀行ヨリ金ヲ買入ルルコトヲ得ルモノトス

第四條 泰國大藏省ハ第一條ニ依ル借入金額ニ對シ年三分

五厘ノ割合ヲ以テ日本銀行ニ利息ヲ支拂フモノトス

第五條 泰國大藏省ハ第一條ニ依リ借入ヲ爲シタル場合其

借入額ヲ一度ニ又ハ分割シテ本協定締結ノ日ヨリ五

年以内ニ隨時返済スルモノトス

第六條 第一條ニ依ル借入ヲ爲シ得ル期間及第五條ニ依ル

返済ノ期間ハ日本銀行及泰國大藏省間ノ協議ニ依リ

之ヲ延長シ得ルモノトス

第七條 本協定ノ實施上必要ナル一切ノ細目ニ付テハ更ニ

日本銀行及泰國大藏省間ニ於テ協議スルモノトス

昭和十七年(佛歷二四八五年)六月十八日東京ニ於テ本書一

通ヲ作成ス

日本銀行總裁 結 城 豊太郎

泰國大藏大臣 ワニツト・パナノン

代理國務大臣

(+)借款協定ニ關スル諒解事項

日本銀行カ泰國大藏省ニ對シ日本圓二億圓ノ借款ヲ供與スルコトニ關スル昭和十七年(佛歷二四八五年)六月十八日附

日本大藏省及泰國大藏省間借款覺書ニ基ク昭和十七年(佛歷二四八五年)六月十八日附日本銀行及泰國大藏省間借款協定ニ關聯シ、日本銀行ハ日本帝國政府ノ權限アル官憲ノ承認ヲ經テ泰國大藏省ト更ニ協定スルヲ要ス

三、泰國大藏省カ協定第三條ニ依リ金ヲ買入レントスル場合ハ之ニ關シ日本銀行ハ日本帝國政府ノ權限アル官憲ノ承認ヲ經テ泰國大藏省ト更ニ協定スルヲ要ス

三、協定第一條ニ基ク借入金ニシテ日本銀行ニ於ケル預金勘定(借款勘定)ニ之ニ對應スヘキ貸方殘高ノ存スル場合ニアリテハ右殘高ノ限度ニ於テ協定第四條ノ利息ヲ支拂フコトヲ要セス

日本銀行ハ協定第二條ノ預金勘定(借款勘定)ノ貸方殘高ニ對シ利息ヲ支拂フコトヲ要セス

四、協定第五條ノ返済期間カ更ニ五ヶ年間延長セラレタル場合前記延長期間ノ満了後更ニ期間延長方泰國大藏省ノ要

求アリタルトキハ協定第六條ノ協議ニ俟ツヘキモノトス

五、本諒解事項ハ公表セサルモノトス

昭和十七年(佛歷二四八五年)六月十八日東京ニ於テ本書一通ヲ作成ス

(二)日本銀行及泰國大藏省間借款協定實行上ノ細目協定

泰國通貨安定其ノ他ノ諸目的ノ爲ノ借款ニ關スル昭和十七年(佛歷二四八五年)六月十八日附日本銀行及泰國大藏省間協定ノ實施ニ關シ同協定第七條ニ依リ日本銀行及泰國大藏省ハ左ノ通り協定ス

一、借款協定第二條ニ定ムル借入金證書ハ別紙第一號書式ニ

依ルモノトス

二、日本銀行ハ借款協定第二條ニ定ムル預金勘定(借款勘定)

貸記額ニ付泰國大藏省ニ對シ別紙第二號書式ノ預金證書

ヲ交付スルモノトス

三、泰國大藏省ニ於テ前項ノ預金勘定(借款勘定)ノ拂戻シヲ受ケントスルトキハ前項ノ預金證書ニ領收證書ヲ添へ日

本銀行ニ提出スルモノトス

四、借款協定第四條ニ依リ泰國大藏省ハ日本銀行ニ支拂フヘ

キ利息ノ計算及支拂ハ次ノ通リトナスマノトス

借款協定第二條ニ依ル泰國大藏省ノ借入金日々ノ殘高ハ之ニ對應スル日本銀行ニ於ケル泰國大藏省ノ預金勘定(借款勘定)日日ノ殘高ヲ超過スル金額ニ對シ毎年三月末、九月末迄ノ名前六ヶ月間ノ利息ヲ計算シ各翌月十日迄ニ圓貨ヲ以テ支拂フモノトス

五、本協定ハ日本銀行及泰國大藏省間ノ協議ニ依リ之ヲ改訂スルコトヲ得

昭和十七年(佛歷二四八五年)六月十八日東京ニ於テ本書ヲ作成ス

~~~~~

557 昭和17年3月8日

在タイ坪上大使より
東鄉外務大臣宛(電報)

内閣更迭の意図に関するピブン側からの内報

について

バンコク 3月8日後発
本 省 3月9日前着

第四一四號(大至急)

八日前十一時「ルアン、ビジット」本使ヲ來訪シ「ビブ

ン」總理ノ命ニ依ル趣ヲ以テ今次内閣更迭ニ關シ
「**ピ**」内閣ハ從來ト雖モ曰「**タイ**」協力ニ努メ來タリタ

ルカ閣内ニハ積極的ニ協力セサルモノ及政策ノ實行ニ當

リ稍モスルト細目ニ於テ意見ノ一致ヲ見サルモノアリタ

ルヲ以テ同盟條約ノ精神ニ基キ曰「**タイ**」關係強化ヲ計

ル目的ニテ國民ニ對シ現内閣ノ信任ノ一層深カラシメン

トスル意圖ニ出テタルモノナリ

二、前内閣更迭ノ際「**プラジット**」攝政府ニ入リタルハ一見

「**ピ**」總理トノ意見不一致ニ基因スルカ如キ印象ヲ國民

ニ與ヘ倫敦放送等ノ惡宣傳ニモ利用セラレタルモノナル

カ實際兩人ノ間ニハ何等意見ノ相違ナキニ付寧口此ノ際

閣僚ニ迎ヘテ閣員ヲ充實シ内外ニ對シ飽迄モ「**ピ**」政權

ノ強化ヲ計リタキ總理ノ意嚮ナリ之ヲ要スルニ本更迭ハ

戰時内閣ノ強化ニシテ曰「**タイ**」關係ヲ更ニ一層深遠タ

ラシメントスルノ趣旨ニ外ナラス從テ閣僚ノ更迭モ少數

ニ止マルモノナルカ此ノ機會ニ衛生省ヲ新設スルコトニ

決定セリト述ヘ右「**ピブン**」ノ意圖ヲ諒セラレ日本政

府ニ於テ誤解ナキ様取計ラレ度シト語レルニ付本使ハ

「**ピ**」政權ノ強化ハ日本ノ最モ希望スル所ニシテ今後同

盟關係力有效ニ益々増進セラレンコト希望ニ堪ヘスト傳
ヘ置キタリ~~~~~

558 昭和17年5月9日 大本營政府連絡會議決定

「**タイ**」軍ノ「**ビルマ**」進撃ニ伴フ對「**タイ**」

措置ニ關スル件」

〔**タイ**〕軍ノ「**ビルマ**」進撃ニ伴フ對「**タイ**」ノ帝

國ニ對スル協力ノ程度ニヨルモ概ネ左記ノ如キ含ヲ以テ

指導スルモノトス

但シ「**タイ**」側ヘノ通告ノ時期及方法ハ別ニ定ム

(イ) 北部「**サルヴァイン**」河以東「**カレニ**」州(含マス)以北

ノ「**ビルマ**」地域ハ將來之ヲ「**タイ**」ニ歸屬セシムル

コトヲ豫定ス

(ロ) 翁餘ノ地域ノ失地恢復ハ差當リ之ヲ認メサルコトトス

ルモ情勢ノ推移ニ依リ更ニ別途考慮スルコトアリ

(ハ) 將來「**タイ**」ニ歸屬セシメラルヘキ地域ニ對スル帝國

ノ軍事上並ニ經濟上ノ要請ハ「タイ」側ヲシテ承認セシム

二、「タイ」軍カ重慶軍ト交戦状態ニ入リタル時ハ此ノ機ヲ
捕捉シ適宜國民政府ヲ承認セシムル様誘導スルモノトス

559 昭和17年6月19日 東郷外務大臣より
在タイ坪上大使宛(電報)

タイによる南京国民政府承認につき在本邦タ

イ大使より通報について

本省 6月19日後9時発

第八三八號(緊急)

貴電第一二二九號ニ關シ

「ディレツク」ニ對シ本件ハ東京ニ於テ正式ニ回答アルヘ
キ筋合ト諒解シ居ル旨注意ヲ與ヘ置キタル處十九日同大使

本大臣ヲ來訪シ「タイ」國政府ニ於テハ今回南京政府ヲ承
認スルコトニ決定セルコトヲ本大臣ニ通知スヘキ旨並ニ承
認決定ニ關スル正式通報ハ貴使宛公文ヲ以テ爲サルヘキ旨
ノ電報ニ接セル旨述ヘタリ

本大臣ハ本大臣ノ提議ニ對スル「タイ」國政府ノ今次決定

一 対タイ關係

ニ満足ノ意ヲ表スルト共ニ本大臣ニ對スル右通知ヲ以テ
「タイ」國政府ノ正式回答ト認ムル旨及東京ニ於テ正式回
答ヲ爲シタルコトヲ在「タイ」帝國大使ニ爲念通報セラル
モ可ナル旨ヲ述ヘ置キタリ

其ノ際本大臣ヨリ本日ノ「タイ」側回答ニ付テハ早速南京
政府ニ通報スヘク但總テノ事態ヲ明白ニスル爲「タイ」國
政府ヨリ南京政府ニ對シ直接承認ノ事實ヲ電報ヲ以テ通報
セラルコト適當ト思考スル旨述ヘ且右承認通告電報ヲ出
ス場合ニハ發表其ノ他ノ都合モアルニ付キ前廣ニ(少クト
モ二、三日ノ餘裕ヲ持ツテ)我方ニ通報アリタキ旨ヲ述ヘ
置キタル處同大使ハ早速右ヲ本國政府ニ電報方約セリ

南大ヘ轉電セリ

冒頭貴電ト共ニ北大、上海ヘ轉電セリ

編注 タイは昭和十七年七月七日に南京国民政府を正式承認
した。

560 昭和17年6月24日

(東郷外務大臣より
在中國重光大使宛(電報))

タイによる南京国民政府承認に關し同政府へ
華僑政策慎重取扱いを要請について

本省 6月24日後7時30分発

第三七七號

二十二日在京徐良大使來訪本國政府ノ訓令ニ依ル趣ヲ以テ
「タイ」國ノ國民政府承認ニ關スル本大臣ノ斡旋ニ對シ深
甚ナル謝意ヲ表シタルカ其ノ際同大使ノ所論ニ對シ本大臣
ヨリモ「タイ」國ノ貴國承認ニ關聯シ今後兩國間諸問題ノ
處理ニ付テハ最慎重取扱ヲ要スル次第ナリトテ華僑問題ニ
言及シ今回ノ承認ヲ機トシ國民政府部内ニ於テ或ハ華僑對
策ヲ積極化セントノ議論ヲナス向アルヤモ知レサル處此ノ
際國府側ノ在「タイ」華僑ニ對スル指導ヲ積極化スルコト
ハ切角ノ「タイ」國政府ノ好意ヲ無ニスルコトトナリ面白
カラサルヲ以テ早急ニ本問題ヲ取上ケサルコト可然キ旨述
ヘ置キタリ就テハ貴使ヨリモ適當ノ時期ニ國民政府側ニ對
シ右ノ點御説明ノ上適宜御指導相成度シ

561 昭和17年7月3日

(在タイ坪上大使より
東郷外務大臣宛(電報))

「タイ」へ轉電セリ

第一三九四號(館長符號扱)

バンコク 7月3日後発
本省 7月4日夜着

「ピヤ・ボン」ハ歸國後(五月下旬)閣議ノ席上訪日印象報
告ヲナシ「タイ」ノ繁榮ヲ計ル爲ニハ日本ヲ模範トシ日本人顧問ヲ招聘シ「タイ」人ヲ教育指導スヘキ旨懲憲シ「ピ
ブン」亦之ニ同意ノ口吻ヲ漏シタルニ對シ「アドン」ハ强硬反対シ日本人顧問招聘問題ハ後日ノ研究ニ讓ルコトナ
レル趣ナリ「アドン」反対ノ要旨ハ日本ニ範ヲ取ルハ結構ナルモ顧問迄入レル要無ク「タイ」人ヲ日本ニ送リ必要ナル所ヲ修得セシムレハ足ル自分ハ印度ヲ最モ良ク知ルモノナルカ(「ア」ノ父ハ印度人ナリ)印度ニ於テハ何レノ黨派ヲ問ハス眞ニ日本ヲ信賴スルモノ無シ獨立黨ノ如キハ最モ日本ニ反対ナリ印度人ノ大部分ハ獨立獲得ノ爲ニハ日本ヲ

一 対タイ関係

利用シ度キモ獨立ノ曉ニハ日本ノ介入ヲ拒否スル肚ナリ斯
ク印度カ日本ヲ(一語脱)スルト同時ニ「タイ」モ亦日本ヲ
警戒スヘク殊ニ日本人ニ依リ警察權ヲ左右スルカ如キコト
アラハ重大ナリ日「タイ」關係ノ現狀ヨリシテ日本ニ反對

スルカ如キハ不可能ナルモ唯其ノ關係ハ表面ニノミ止メ内
心ハ日本ヨリ離レ置クヘク後日ノ禍根ヲ貽ササル様留意ス
ルヲ要ス之ヲ要スルニ現在「タイ」ニ取り最モ肝要ナルハ
日本ノ思フ壺ニ嵌ラサル様充分警戒スルコトナリ

右聞込ノ儘御参考迄

。。。。。。。。。

562 昭和17年8月4日

在タイ坪上大使より
東郷外務大臣宛電報

タイにおいて漸次反日感情が高まつてゐると
の同国政府高官の見解について

バンコク 8月4日後発

第一六五七號(館長符號扱)

本 省 8月5日後着

往電第一六一八號ニ關シ

最近ノ日「タイ」關係ニ鑑ミニ左近司海軍武官カ比較的自由

ナル立場ニ於テ直接「タイ」政府閣僚ノ偽ラサル眞意ヲ探
リ居ル處現在迄會談ヲ了セル「シン」農務大臣「プロム」
内務大臣「ワニット」「トワイ」中佐「ダムロン」等ノ意
見ヲ綜合スルニ概略左ノ通り

(一)日本人商社カ軍ノ力ヲ背景トシテ華僑及印度人ヲ手先ト
シテ經濟侵略ヲナスト共ニ「タイ」國必要物資ヲ同盟ノ
美名ニ隠レテ勝手ニ持出シツツアル爲「タイ」國經濟ハ
攬亂サレントス

(二)日本軍ハ「タイ」國ノ法令ヲ無視シ「タイ」國官民ヲ侮
辱シ權力ヲ濫用シツツアリ然モ反則竝ニ軍規ヲ紊シタル
軍人ニ對スル處罰ハ片手落ナリ

(三)日本カ「タイ」國ノ獨立ヲ認メ乍ラ「タイ」政府ノ國內
施策ニ對シ容喙干涉スル嫌多ク之カ爲政府ノ國內統制力
ヲ阻害シツツアリ

(四)敵產處理ノ問題ハ「タイ」政府トシテ法理的ニ見テ「タ

イ」側ノ主張カ絕對ニ正シキコトヲ確信シ居ルニ付「タ
イ」側ノ處理ニ委サレタシ

(五)「タイ」國ハ日本ノ占領地乃至ハ植民地ノ如ク取扱ハル
ルコトヲ欲セス

(六)以上ノ事情ハ親英米派分子ニ反日宣傳ノ好材料ヲ與フル

モノニシテ要スルニ親英米派ノ戰前ニ於ケル反日宣傳力

事實ナリシコトカ裏書キサル結果トナリツツアル次第

ニシテ日本陸軍ハ英米派ノ親日派叩キ落シニ利用サレツ
ツアリトモ見ルコトヲ得忌憚ナキ所現在眞ノ親日派ト認
ムルモノハ皆無ニシテ殊ニ少壯官吏ノ間ニハ對日依存政
策ニ反対スルモノ多ク反日空氣漸次昂マリツツアル實情
ナリ

以上(一)ノ點ハ我陸海軍カ商社ヲ通シ相當多量ノ必要物資ヲ
買上ケ居ル事實アリ「タイ」側ハ所謂被害感ヨリ之ニ對シ
一概ニ商社カ軍ヲ利用シ居ルカ如ク誤解シ居ル次第ニシテ
其ノ他ノ商社ニ付テモ自己本位ノ考ヘ方無キニ非サルモ他
面我方トシテモ今後ノ施策上参考トスル點少ナカラスト存
ス

バンコク 8月13日後発
本省 8月14日夜着

第一七一七號(館長符號扱)

貴電合第一三七七號及大臣發南京宛電報第四九三號ニ關シ
今後「タイ」支間使節交換問題處理ハ兩當事國ノ意思ニ委
セ我國ヨリ關與セサル方針ト了解セラル處現在「タイ」
ノ對支敬遠政策ハ遽ニ變更ノ可能性無之力如キモ翻ツテ兩
國關係ノ歴史ヲ顧ミレハ離合常ナキノミナラス殊ニ我カ東
亞共榮圈建設ノ進展ニ連レ東亞各民族カ共通ノ重壓ヲ感ス
ルコトハ自然ノ勢ニシテ之ヲ排除スル爲相互ニ共同戰線ヲ
策スルコトハ想像ニ難カラス況ヤ往電第一六五七號所報
「タイ」官民ノ對日態度ノ實情ヨリスレハ「タイ」支關係
ハ何時變質スルヤモ圖ラレス自然本件當事國ノ意思ノミニ
委セ置クコトハ危險ニシテ之ニ對シテハ我方トシテモ國策
的立場ニ基キ關與指導スル必要アルヘシ旁々往電第一七〇
七號所報盤谷ニ於ケル曰「タイ」人衝突事件等(十語脱)^(編注)ニ
鑑ミルモ此ノ際南京政府使節ニ日「タイ」關係ノ現狀ヲ直
接見聞セシムル機會ヲ與フルコトハ我カ東亞共榮圈建設施
策ニ面白カラサル影響ヲ與フル惧アルニ付謝禮使節派遣ハ

563 昭和17年8月13日

在タイ坪上大使より
東郷外務大臣宛電報

タイと南京国民政府との接触は日本に対する
共同戦線形成の危険があるので善処方意見具申

之ヲ見合セシムル様御指導相成ルコト可然ト存ス

南京へ轉電アリタシ

河内、西貢へ轉電セリ

編注 訂正報により、脱字箇所は以下のように修正された。

〔…筒抜ケニ「デリー」重慶放送ニ依リ宣傳セラレ居ル事實…〕

564 昭和17年8月22日

(東郷外務大臣より
在中國重光大使、在タイ坪上大使宛
(電報))

タイと南京国民政府間の外交使節交換に關し

在本邦中国大使との会談について

本省 8月22日後4時50分発

合第一五六〇號

本大臣宛南大宛電報第五一〇號ニ關シ

二十日徐大使本大臣ヲ來訪、汪主席ヨリ中「タイ」間ニ使節交換ノコト圓満ニ進捗セサルカ如キ事情アルニ於テハ承認ニ對スル謝禮ノ爲メ支那ヨリ特使ヲ派遣スルコト可然キ旨ノ電報ニ接シタル處右ハ元來「タイ」支間ノ問題ナルモ

「タイ」ノ承認ハ一重ニ貴大臣ノ御援助ニ依リ實現セル次第ナレハ右電報ニ對スル御意見ヲ承リ度旨述へ更ニ右使節ノ交換トハ豫テ徐大使ヨリ申出アリタル駐日支那及「タイ」國大使ニ於テ夫々相手國ノ外交使節ヲ兼任スル案ヲ指スモノナリト述ヘタルヲ以テ本大臣ヨリ兼任案ハ適當ト存スルニ付「ディレク」大使トノ間ニ話ヲ進メラルコト可然シ本案ニ關シテハ「デ」大使モ不贊成ニ非ストノ御話ナル處貴大使ト「デ」大使トノ今日迄ノ私的會談ニ於テ「デ」カルノ程度本國政府ノ意向ヲ受ケ話ヲナシ居ルヤハ承知セサルセ右主席ヨリノ電報ニ基キ今後話ヲ進メラルニ於テハ「デ」モ本國ト種々相談スルコトナルヘク其ノ間本大臣ニ於テ何カ斡旋スルコト必要トアラハ自分ニ於テ助力スルコトハ何等差支ナク尙右話合實現ノ上ハ謝禮ノ爲ノ特使派遣ハ其ノ必要ナント考フル旨答へ置ケリ

尙右兼任案ハ徐及「デ」ニ於テ經費ノ節約、華僑問題ニ對スル「タイ」國政府ノ關心等ノ諸點ヲ考慮シ豫テ話合中ノ問題ニテ兩人共兼任大使トナルコトニテ話ヲナシ來レル模様ナルカ滿支間ノ特殊關係ハ別トシ「タイ」ニ對シテハ満側モ公使ナルヲ以テ此點考慮ノ必要アルヘシト存スル處本

件ニ對スル貴見回電アリタシ
本電宛先 南大、「タイ」

565 昭和17年8月27日

在タイ坪上大使より
東郷外務大臣宛(電報)

南京国民政府の外交使節をタイに乗込ませぬ

よう意見具申

バンコク 8月27日後発
本省 8月28日前着

第一八一三號(至急)

貴電合第一五六〇號ニ關シ

兼任案ハ日「タイ」支關係ノ現狀ニ鑑ミ無難ナル辦法ト存

ス尤モ承認以後ノ南京政府ノ外交振りハ相當巧妙ニシテ使

節交換ニハ發展セシメサル我方方針ニモ拘ラス手ヲ變ヘ品

ヲ變ヘ結局ハ使節交換ノ目的ヲ達成セントスル意圖明カニ

シテ斯クテハ兎角受太刀ノ觀アル「タイ」側カ丸メ込マル

ル懸念存スルノミナラス一旦兼任ヲ認ムル以上先ツ「ディ

レツク」ヲシテ南京政府ニ信任狀ヲ捧呈セシメ之ニ對抗シ

適當ノ時期ニ徐大使モ亦當然當國政府ニ新任公使トシテ信

任狀捧呈ノ舉ニ出ツヘク其ノ際隨員ヲ當地ニ殘留セシムル
カ又ハ領事ヲ任命シテ公使館書記官ヲ兼任セシメ差當リハ
代理公使トシ漸ヲ追テ公使館開設ニ持チ行カントスル手ヲ
用フルコトモ考ヘラレサルニアラス

就テハ兼任案ニ同意ヲ與ヘラルルトスルモ此ノ點豫メ慎重

考慮ノ要アルヘク少クトモ今後ノ限界ニ關スル我方方針ヲ

此ノ際明確ナラシムルコト肝要ニシテ此ノ點本使ノ含迄ニ
承知致度シ而シテ往電第一七一七號所報ノ事情モアリ如何

ナル名目ニ依ルモ此ノ際南京政府使節ヲ「タイ」國ニ乗込

マシムルコトハ面白カラサルニ付信任狀捧呈ノ必要アリト
スルモ適當ノ時期迄待タシムル様御指導相成度シ

南京へ轉電アリタシ

~~~~~

566 昭和17年9月2日

東條外務大臣より  
在タイ坪上大使宛(電報)

〔大東亜共榮圏〕内各國間關係に關する本省

側見解回示

本省 9月2日後8時發

第二二五九號

## 貴電第一八一三號ニ關シ

一、共榮圈内各國ノ關係ハ日本トノ關係ヲ主トスヘキコト勿論ナルモ相互間ニ於テモ互ニ親善關係ヲ保タシメ行クコト肝要ニテ「タイ」支兩國カ假令形式的ナリトモ親善關係ニ在ルコトヲ外部ニ表示シ行クコトハ戰爭遂行上及對外施策上ヨリスルモノ必要ノコトナリ

二、而テ貴電第一七一七號ノ如ク「タイ」支兩國カ共通ノ重壓ヲ感シテ共同戰線ヲ策スルコトハ或程度アリ得ヘキコトト（邪推スレハ在南京滿洲國大使ニ付テモ同様ノコトアリ得ル譯ナリ）覺悟スルヲ要スルモノ前記「ノ建前ヲ重視セサルヲ得サルノミナラス我方トシテモ兩國間ノ右ノ如キ傾向カ著シキ實害ヲ及ホス程度ニハ至ラシメサル丈ノ指導力ハ國民政府ニ對シテハ勿論「タイ」ニ對シテモ之ヲ有スルモノト考ヘ居レリ

三、國民政府トシテ正式ノ外交使節派遣方希望シ居ルハ元ヨリノコトナルカ兼任案ハ國民政府ニ對スル「タイ」側ノ氣持、外交使節ノ常駐ニ伴フ經費ノ問題等ヲ考慮シ國民黨員ニ非ル徐大使カ考ヘ出シタル次善ノ案ニシテ「デ」大使トモ寄々話合ヒ來リ前東鄉大臣亦現下ノ「タイ」支關係ニ鑑ミ最モ摩擦少キ案トシテ兩大使間ノ話合ニ斡旋方約セル次第ナル處南京宛往電第五一〇號ニ依リテモ御承知ノ通り本案ハ固々兩大使カ一應國書捧呈ヲ了シテ東京ニ歸リ爾後東京ニ於テ兩國政府ヲ代表シ話ヲ爲シ得ル「ステータス」ヲ確立スルコトヲ前提トシ居ルモノニテ國書ヲ捧呈セサル兼任公使即チ自國政府ノ任命ヲ受ケタルノミニテ相手國ハ認メ居ラサル公使トシテ東京ニ居ルコトハ全ク無意味ナリト思考ス而テ假ニ國書捧呈ノ爲徐良カ一週間位「タイ」ニ赴キタリトスルモノ之カ爲貴電第一七一七號乃至一八一三號ノ如キ懸念アリトハ當方ノ諒解シ難キ所ナリ

四、追テ「タイ」側ハ從來通り國民政府トノ使節交換等ヲ著シク嫌ヒ居ルカ或ハ一旦承認シタル以上寧口或程度形ヲ付ケント考ヘ居ルカ或ハ貴電第一七一七號ノ如ク却テ接近ラ希望シ居ルカニ付テハ貴大使ノ觀測的判斷以外ニ「タイ」側責任者ノ意嚮ヲ「サウンド」セラレタルコトアラハ詳細回電アリ度「タイ」政府ノ意嚮冒頭貴電ノ通りセハ右貴電前段ノ末尾アルカ如キ措置ハ勿論當分ノ間之ヲナサシメサル様國民政府ヲ指導致スヘシ（尙貴電

末尾ニ關シ前述兼任案實現ノ場合謝禮ノ爲ノ特派大使ヲ  
差控ヘシムルコトニ關シテハ往電合第一五六〇號ノ通り)  
南大ヘ轉電セリ

567

昭和17年9月19日 大本營政府連絡會議決定

「對「タイ」施策ニ關スル件」

對「タイ」施策ニ關スル件

大東亞共榮圈建設ノ途上ニ於ケル「タイ」ニ對スル施策ノ  
目的ハ帝國ノ自存自衛ノ爲「タイ」ニ對シ軍事、政治、經  
濟ニ亘リ緊密不離ノ結合ヲ設定スルニ在リ

之カ爲日「タイ」攻守同盟條約並日「タイ」協同作戰ニ關  
スル協定ノ精神ニ則リ「タイ」ノ獨立國タルノ體面ヲ保持  
セシメツツ之ヲシテ大東亞戰爭ノ遂行ニ衷心協力シ皇國ノ  
施策ニ積極的ニ協調セシメ以テ眞ニ大東亞新秩序ノ一員タ  
ラシムル如ク指導スルモノトス

「タイ」國人ノ獨立保持ニ關スル不安ヲ懷カシメサル  
如ク措置スルト共ニ皇國指導ノ下ニ大東亞共榮圈ノ一  
員トシテノ地位ヲ自覺セシムル如ク指導ス  
尙適宜ノ機會ニ「タイ」國ノ獨立ヲ尊重スヘキ旨ヲ更  
ニ表明スルモノトス

2.「ピブン」政權竝ニ親日勢力ノ安定強化ニ對シ充分ナ  
ル支持ヲ與ヘ以テ皇國ノ抱ク大東亞共榮圈ノ理想ニ同  
調シ其ノ建設ニ充分協力セシムルモノトス

3.「タイ」國ヲシテ其對外問題ノ處理ニ付帝國ニ密接ニ  
協調セシムル如ク指導ス

4.「タイ」國官民ヲシテ大東亞戰爭カ日「タイ」共同ノ  
戰爭ナルコトヲ強ク認識セシメ皇國ノ戰爭遂行ニ必要  
ナル物資ノ供給其ノ他諸般ノ協力ヲ爲サシムルモノ之カ  
要請ハ戰爭完遂及大東亞共榮圈建設ニ必要缺クヘカラ  
サル限度ヲ越エサルモノトス

之ニ對シ我方ニ於テモ「タイ」國ニ對シ物資ノ供與並  
ニ各種開發等ニ關シ大東亞經濟有機體ノ一部トシテ爲  
シ得ル限りノ援助ヲ與フルモノトス

1.各般ノ施策ヲ通シ「タイ」國ノ獨立國タルノ體面及現  
政權ノ國民ニ對スル威信ヲ保持セシムル如ク留意シ

5.對「タイ」經濟施策ニ付テハ本決定ノ趣旨ニ基キ別途

要領

之ヲ定ム

6、「タイ」國官民ニ對シ米英思想ノ排撃、親日精神ノ育成ニ努メ以テ大東亞新秩序ノ一員タルヲ自覺セシムル如ク諸般ノ啓發並ニ文化工作ヲ行フモノトス  
備考

(一) 本件實施ニ當リテハ特ニ我方出先各官憲ノ緊密ナル連絡協調ヲ圖ルモノトス

(二) 在留邦人ニ對シテハ對「タイ」施策ノ遂行ニ關シ充分ナル統制竝ニ指導監督ヲ加フルモノトス

…………

昭和17年9月29日 大本營政府連絡會議諒解

#### 「對泰經濟施策要綱」

●  
對泰經濟施策要綱

#### 第一、方針

昭和十七年九月十九日連絡會議決定對「タイ」施策ニ關スル件ニ基キ泰國ヲシテ日泰攻守同盟ノ精神ニ則リ經濟部門ニ於テモ大東亞戰爭ノ遂行ニ衷心協力セシムルト共ニ、大東亞經濟有機體ノ一員トシテノ經濟體制ヲ緩急ニ

#### 第二、施策要領

一、泰國經濟ニ於テ大東亞戰爭ノ完遂上必要ナル事項竝ニ大東亞經濟ノ根幹ニ關聯アル事項ニ付テハ實質的ニ皇國ニ於テ指導乃至把握ス  
之カ爲財政金融、產業、交通、交易等主要項目ニ付指導措置ヲ定ム

尙泰國內經濟ノ自主性確立ニ對スル要望ヲ考慮シ泰國民ノ發意ハ出來得ル限り之ヲ尊重ス

三、泰國經濟ノ指導統制ヲ容易ナラシムル爲日泰經濟混合委員會ノ設置其ノ他ノ方法ヲ講ス

四、泰國ニ於ケル第三國ノ經濟活動ハ我方ノ方針ニ同調セシムルモノトシ第三國ノ新ナル特殊經濟權益ハ之ヲ設定セシメサルヨウ措置ス

四、本施策ハ爾他ノ南方諸地域ニ於ケル經濟施策ニ密ニ連繫セシムルカ如ク措置ス

#### 第三、指導措置

#### 一、財政金融

(1) 泰國財政ノ重點ハ差當リ大東亞戰爭遂行上必要ナル

戰力ノ增大ニ置カシムルヨウ指導スルト共ニ大東亞

ノ綜合財政機能ノ暢達ヲ目途トシ應能協力ノ實ヲ舉

クルヨウ泰國財政ノ基礎確立及發展ヲ圖ル

(口) 關稅ニ關シテハ大東亞計畫交易ノ圓滑ナル遂行上遺

憾ナカラシムルカ如ク指導ス

(ハ) 通貨、金融ニ關シテハ大東亞金融圈ノ一環トシテ皇

國トノ金融的結合關係ヲ鞏固且有機的ナラシムルヨ

ウ指導スルモノトシ之カ爲中央銀行ノ設立ヲ促進ス  
ルト共ニ物價統制、爲替管理等ヲ強力ニ實施セシメ

通貨價值ノ安定ヲ圖ラシム

(二) 本邦ノ泰國ニ對スル金融指導力ノ確立ニ資スル爲本

邦側金融機關竝ニ保險會社ノ統制アル積極的進出ヲ

期ス

### 三、交通、通信

(イ) 差當リ左記事項ニ付之カ指導竝ニ援助ヲ與フ

1. 海上輸送力ノ擴充整備、殊ニ既ニ設立セラレタル

日泰合辦海運會社ヲ泰國唯一ノ船舶會社タラシム

ルカ如ク指導強化ス

2. 輸送力ノ增强竝ニ貨物消化力ノ增大ノ爲荷役諸施

設ノ擴充

3. 必要ニ應シ幹線鐵道特ニ泰佛印連絡鐵道ノ整備擴

充竝ニ盤谷港ノ築港

(ロ) 左記事項ニ付テハ諸般ノ情況ヲ勘案シ必要ニ應シ之

カ整備又ハ擴充ヲ圖ルカ如ク指導援助ス

1. 放送事業

2. 通信事業

3. 航空事業

4. 氣象觀測

5. 國內經濟發展ノ爲特ニ必要ナル道路其他土木事業

(ハ) 國際交通通信事業ハ皇國ニ於テ原則トシテ之ヲ把握

ス

### 三、產業

泰國ノ產業指導ニ付テハ大東亞共榮圈ノ立地計畫ニ即

應シ泰國產業ノ特性ヲ遺憾ナク發揮セシムルヲ眼目ト

尙特ニ米ノ生産、精製等ニ關シ皇國ニ於テ逐次之ヲ指

導乃至把握スルカ如ク措置ス

(一) 資 源

(イ) 資源開発ニ當リテハ

(1) 泰國ニ依存度比較的高キ大東亞共榮圏必需物資  
ノ確保

(2) 大東亞共榮圏ニ於ケル不足物資ノ開發

ニ重點ヲ置キ差當リ左記物資ノ積極的増産ノ方法

ヲ講セシム

1. 農産資源 蓿麻子、棉花、黃麻

2. 林産資源 松脂、漆、大風子、「スチックラ

ツク」、「ダマール」、「マングロー

ブバーク」

3. 畜産資源 牛皮、水牛皮、鹿皮

4. 鑛產資源 「タンクステン」鑛、「チタン」原

鑛

(ロ) 其他ノ國防重要資源ニ付テハ之カ資源調査ヲ實施  
ス

防止ス

1. 鑛產資源 錫  
2. 林產資源 「ゴム」、「チーク」

(二) 工業

(イ) 船腹ノ節約、資源開發ノ附帶事業等ノ見地ヨリ現  
地ニ於テ加工、製造ヲ有利トスル工業ハ本邦ニ於

ケル當該工業ト睨ミ合セ之力擴張又ハ新設ヲ圖ル

(ロ) 海上輸送力增强ノ爲木造船製造工業ヲ新設又ハ擴  
張ス

(ハ) 現地生活物資ノ生産ニ關スル現地企業及手工業ハ

共榮圏ノ產業計畫ニ反セサル限り泰國ノ創意ニ任  
シ皇國トシテハ當面ニ於テ必要ナル最少限度ニ於

テ之ヲ援助ス

(二) 各種企業ノ促進ノ爲諸般ノ事情ヲ勘案シ適宜電力  
事業ノ開發ヲ圖ル

(ホ) 其ノ他擴張、新設ヲ必要トスヘキ事業ニ付テハ緩  
急ノ順序ヲ勘案シ別途之ヲ策定ス

ノ開拓、對樞軸向輸出等ノ措置ニ依リ極力之力減

產ヲ避カルト共ニ之カ企業ノ實權ノ第三ニ移ルヲ

四、交 易

(イ) 皇國及共榮圏内他地域トノ重要物資ノ交易ニ付テハ

豫メ皇國ノ策定スル交流計畫ニ即シ之カ實行ヲ確保

セシムルカ如ク措置スルト共ニ圈外交易ニ付テハ事

前ニ我方ノ了解ヲ取付クルコトヲ要スルカ如ク指導

ス

(ロ) 泰國ヲシテ大東亞共榮圈必需物資特ニ米ノ供給ニ最

善ヲ盡サシムルト共ニ泰ノ戰爭遂行及國民生活維持

ノ爲絕對必要ナル物資ニ付テハ能フル限り之カ供給

ヲ圖ル

(ハ) (イ) (ロ) ノ實施ヲ確保スル爲皇國ノ把握乃至指導ノ下ニ輸出入ノ管理ヲ行ハシムル他交易ノ圓滑ナル運用ヲ期スル爲本邦進出商社ノ競爭ヲ防止スルヨウ措置スルト共ニ泰側商社ヲモ適當現地機構ニ參加セシムル様考慮ス

#### 五、蒐貨配給

必需物資特ニ米ノ確保、消費物資配給ノ圓滑化並ニ物價統制ノ見地ヨリ蒐貨配給機構ヲ整備ス

#### 備考

本施策要綱ハ情勢ニ即應シ事ノ緩急ヲ圖リ逐次之レカ  
實施ニ移スモノトス

569 昭和18年3月3日 在タイ坪上大使より

青木大東亞大臣宛(電報)

タイ国内政治狀況等に関するピブンとの会談

について

バンコク 3月3日後発

本省 3月4日後着

#### 第三九五號(極祕)

二日「ピブン」トノ會談ノ際本使ヨリ「タイ」國內政ノ安定ハ共榮圈建設共同作戦完遂ノ上ヨリ帝國政府トシテ關心ヲ持タサルヘカラサルコト竝ニ同様ノ理由ヨリシテ日本ノ對「タイ」政策ニ關聯アルヘキ案件ハ少ク共其ノ公表前ニ日本側ニ通知方希望スル旨申入レタル處「ピ」ハ之ヲ諒トシ過般ノ辭表提出問題ヲ繞リテ各種ノ流言行ハレタル模様ナルカ實ハ自分ヲ首班トスル内閣モ大體明年前後ニ達スレハ各種ノ事情ヨリ閻僚ノ更迭ヲ有利トスル情勢カ招來セラレタルコト過去ニ於テ度々之アリタルカ自分ハ其ノ都度總辭職ノ形式ヲ採リテ政權強化ニ努メ來レルカ今回ノ辭表提出ハ同様手續ヲ採リタルモノ三回目ニシテ初メヨリ辭職ノ意思ハ自分ニアリタル次第ニアラス只今回ハ從前ト異ナリ

## 一 対タイ関係

關係一部當局ノ手違ヨリ自分ノ提出セル辭表カ勅裁ヲ得タ  
ルヤ否ヤ自分ニ全然聯絡ナク「ラヂオ」放送セラレタル爲  
各種ノ噂ヲ生シタル迄ニシテ自分トシテハ辭表受理アリタ  
ル旨ノ通告ヲ受ケサル限り辭職ハ決定シタルモノトハ諒解  
出來ナルヲ以テ早速放送ヲ取消サシメタル次第ナリ但シ一、  
二閣僚ハ自分ト見解ヲ異ニシ辞職ハ決定シタルモノト爲シ  
タルモノモアリタルヲ以テ例ヘハ「コビット」商相ノ如キ  
ハ其ノ見解ニ耳ヲ藉シ二、三月休養アリ度キ位ノ意味ニテ  
退職セシメタルモノナリ

尙右ニ關聯シテ今回二、三閣僚等移動カ内定シ居レルカ

「サニツトウォング」商務相代理ヲ同大臣ニ昇格無任所相  
「ブンナジユンク」ヲ商務副大臣ニ任命ノ外「ワニツト」  
無任所相ヲ大藏大臣代理商務省國際貿易局長ノ關係ヨリ更  
ニ專ラ外務大臣代理トシテ通商事務上「ウイチツト」外相

ノ輔佐タラシムルコトニ内定セル旨内話アリタルヲ以テ本  
使ヨリ「ワニツト」ハ長ク日本トノ通商經濟問題ニ關スル  
各種案件ニ付直接交渉ノ衝ニ當リ來リ日「タイ」經濟提携  
ノ上ニ多大ノ功績アリタルコトハ周知ノ事實ナルヘキニ今  
遽ニ同人ノ地位ニ激變ヲ生スルカ如キコトアランカ日本側

ニ於テハ「タイ」ノ對日經濟政策ノ上ニ變化アルヘキヤノ  
誤解ヲ生スル虞アルヘシト述ヘタルニ「ピ」ハ「ワ」ノ功  
績ハ充分認メ居ルモ同人ノ經歷其ノ他他人ノ追從ヲ許ササ  
ル勉強振等ニ搗テテ加ヘテ最近ノ統制強化ノ結果「タイ」  
民間業者等ノ同人ニ對スル惡聲一層昂マリ來レル模様ナル  
ヲ以テ是等風當リヨ一時避ケシムル爲商務、大藏關係ノ地  
位ヨリ去ラシメ外務關係ノ地位ニ專ラナラシメントスルモ  
ノニシテ依然經濟通商ノ「タイ」側交渉ハ「ワニツト」カ  
直接ノ衝ニ當ル筈ナリ云々ト說明セリ

。。。。。。。。。。。。。。。。。

570 昭和18年6月24日

在タイ坪上大使より  
青木大東亞大臣宛(電報)

### 東条首相の議会演説に批判的なタイ国内の動向について

バンコク 6月24日後発  
本 省 6月25日後着

第一一四二二號

往電第一一〇七號ニ關シ

東條總理ノ本件演説カ「タイ」側ニ深キ感銘ヲ與ヘタル次

第ハ「ピ」首相及「ピ」外相等ノ表示セル所ニ依ルモ明瞭ナル處譲報ヲ綜合スルニ一部ニ於テハ日本ノ「タイ」ニ對スル協力ノ聲明ハ度々ノコトニシテ如何ニシテ其ノ實ヲ示サルカ問題ナリトシ本件演説ニ對シテモ現實的角度ヨリ批判的ニ眺メ居ル向ナキニアラス又「タイ」ノ日本ニ對スル協力ト日本ヨリ得ル所トヨリ比較的ニ觀察シ客年水災救恤ノ外日本ヨリ如何ナルモノヲ得タルヤヲ云々スル空氣アリテ日本ノ聲明スル所カ口頭禪ニ墮スルコトナキヲ期待シ居ル模様ナリ

外務大臣ヘ轉報アリタシ

河内、西大ヘ轉電セリ

571 昭和18年6月26日 大本營政府連絡會議決定

〔大東亞政略指導大綱ニ基ク對泰對緬方策ノ  
實行ニ關スル件〕

〔大東亞政略指導大綱ニ基ク對泰對緬方策ノ實行ニ關スル件〕

一、「マライ」ニ於テ泰國ニ失地トシテ回復セシムヘキ地域

ハ「ペルリス」州、「ケダ」州、「ケランタン」州、「トレングン」州トス  
但シ帝國ニ必要ナル資源開發ニ關シテハ特別ノ措置ヲ講スルモノトス

二、「シャン」諸州ニ於テ泰國領ニ編入ヲ容認スヘキ地域ハ「ケントン」州及「モンパン」州トス  
三、「ケントン」州及「モンパン」州以外ノ「シャン」諸州、「カレンニ」州並ニ「ワ」州ハ「ビルマ」ニ編入ス編入ノ時期ハ別ニ定ム

(註)

泰國ニ對シテハ一、二ヲ成可ク速カニ示達シ「ビルマ」ニ對シテハ右ト概ネ同時ニ獨立後適當ナル時期ニミ、ノ措置ヲ考慮スヘキ旨ヲ内示ス

(欄外記入)

一ノ特別ノ措置トハ大東亞戰爭間ハ資源開發ニ關シ帝國ノ特別ノ要請ヲ認メシメ戰後ハ所要ノ調整ヲ爲スノ意ナリ

定セリ

第一條

「マライ」及「シャン」地方ニ於ケル「タイ」  
國ノ領土ニ關スル日本國「タイ」國間條約

付記一 作成日、作成局課不明

「マライ」及「シャン」地方ニ於ケル「タイ」

國ノ領土ニ關スル日本國「タイ」國間條約第  
五條ニ基ク交換文書ニ關スル件

二 作成日、作成局課不明

「領土問題追加説明事項」

三 昭和十九年、條約局作成、「大東亞諸條約締結  
經緯」より抜粋

昭和十八年七月四日に東条首相よりピブンに  
手交した領土問題に関する覚書

「マライ」及「シャン」地方ニ於ケル「タイ」國ノ領

土ニ關スル日本國「タイ」國間條約

大日本帝國政府及「タイ」王國政府ハ

兩國緊密ニ協力シテ米英兩國ニ對スル共同ノ戰爭ヲ完遂シ  
道義ニ基ク大東亞ヲ建設スルノ不動ノ決意ヲ以テ左ノ通協

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

第六條

本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ兩國當該官憲間ニ協議決  
定セラルベシ

一 対タイ關係

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條

約ニ署名調印セリ

昭和十八年八月二十日即チ佛曆二千四百八十六年八月二十  
日盤谷ニ於テ日本文及「タイ」文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

特命全權大使 坪上貞二

内閣總理大臣兼  
外務大臣事務管掌 元帥 ピー、ピブンサワット

### (付記一)

「マライ」及「シャン」地方ニ於ケル「タイ」國ノ領  
土ニ關スル日本國「タイ」國間條約第五條ニ基ク交換  
文書ニ關スル件  
第一、「マライ」及「シャン」地方ニ於ケル「タイ」國ノ領  
土ニ關スル日本國「タイ」國間條約第五條ノ規定ニ基  
ク了解トシテ兩國當該官憲間ニ交換文書ニ依リ左ノ諸  
點ヲ確認ス

一、日本國ト「タイ」國トノ間ニ存スル條約、協定、其  
ノ他一切ノ約定ハ兩國間ニ別段ノ合意ナキ限り條約  
第一條及第二條ニ規定スル地域ニ當然適用セラルベ

キコト

三、境界ハ條約第四條ニ基キ現在ノ州境ニ依リ之ヲ定ム  
ルモ州境ノ確定ニ付テハ必要ニ應ジ別途協議ノ上措  
置スルコト

三、「タイ」國官憲ハ條約第一條ニ規定スル地域ニ於ケ  
ル日本軍ノ戰跡ノ保存竝ニ日本軍將兵ノ墳墓其ノ他  
記念營造物ノ設置及保存ニ關シ必要ナル便宜ヲ供與  
スペキコト

四、條約第一條ニ規定スル地域ニ於テ戰爭遂行上日本國  
ノ必要トスル資源ノ開發ニ關シテハ戰爭期間中ハ左  
ノ通措置シ戰後ハ之ニ對シ必要ナル調整ヲ加フベキ  
コト但シ帝國臣民ガ開戰以前ヨリ有シタル既得權益  
ハ戰後ニ於テモ「タイ」國官憲ニ依リ尊重セラルベ  
キコト

細目ニ關シテハ必要ニ應ジ兩國當該官憲間ニ協議決  
定セラルベキコト  
(1) 權原及形式ノ如何ヲ問ハズ日本側ノ現ニ經營スル  
鑛山及製鐵事業並ニ之ニ附帶スル事業ハ引續キ日  
本側ニ於テ之ヲ經營スルコト

(口)日本側ハ必要ニ應ジ戰爭遂行上其ノ必要トスル鑛物資源ニ關スル調査ヲ行ヒ得ベク「タイ」國政府ハ右調査ニ對シ能フ限り便宜ヲ供與シ且右ノ結果日本側ニ於テ開發ヲ要スルモノニ付テハ日本側ノ經營ヲ容認スベキコト

ノ終止ニ伴ヒ凡テ「タイ」側ニ移管セラルベキコト具體的細目ハ日本國當該官憲ヨリ「タイ」國官憲ニ對シ之ヲ通報スベキコト

六、條約第三條ニ規定スル日本側行政ノ終止ニ伴フ當該地域移管ノ圓滑ヲ期スル爲兩國當該官憲間ニ別ニ所要ノ協議ヲ遂グベキコト

七、條約第一條ニ規定スル地域ノ移管ニ伴ヒ作戰上特ニ措置ヲ要スル事項ニ關シテハ兩國軍官憲間ニ別ニ協議セラルベキコト

### 第三、我方ヨリ「マライ」四州及「シャン」二州ニ對スル

「タイ」側ノ統治方針ヲ照會シ之ニ對シ「タイ」側ヨリ統治方針ハ左記ノ通ナル旨ヲ回答セシメ我方ニ於テ之ヲ諒承ス

五、條約第一條及第二條ニ規定スル地域ニ於テ將來「タイ」國政府ガ現ニ流通セル通貨ヲ處理シ又ハ之ニ重大ナル影響ヲ與フル如キ通貨政策ヲ執ラントスル場合ニ於テハ日本國政府ト協議ノ上其ノ措置ヲ決定スベキコト

六、條約第一條ニ規定スル地域ニ於テ日本軍ノ押收セル敵產中日本軍ノ作戰上特ニ必要トスルモノ及前記四ノ(イ)ニ記載ノ事業ニ屬スルモノハ戰爭期間中日本側ニ於テ引續キ使用スルモ右以外ノモノハ日本側行政

### 記

「タイ」國政府ノ目的ハ住民ノ安寧、福祉及幸福ヲ増進スルニアリテ住民ハ公正ナル取扱ヲ受クベク爲シ得ル限リ土侯ノ制度ヲ含ム舊慣ノ制度ハ尊重セラルベキコト

(付記二)

領土問題追加説明事項

一、領土問題ヲ此ノ際解決セムトスル所以ハ萬邦ヲシテ其ノ所ヲ得シムル帝國ノ國是ニ基キ「ピブン」政權ヲ強化シ

「タイ」國ノ戰意昂揚ヲ圖ラムトスルノ趣旨ニ出ヅルモノナルコト

帝國トシテハ之ニ依リ同盟條約祕密了解ノ盟約ヲ恪遵スルノ意ナルコトハ勿論ナルモ必シモ同盟條約ノ履行ノ爲今本件ヲ解決スル次第ニ非ス又決シテ「タイ」ノ今日迄ノ協力ニ對スル報酬トシテ領土擴張ヲ認ムルモノニハ非サルコト

二、次ニ帝國ハ「失地」ナル概念ヲ認ムルモノニ非サルコト  
(1)歐米諸國ノ侵略ニヨル失地ハ或ハ兎モ角トシ東亞民族間ニ於ケル失地ノ觀念ヲ認ムレバ秩序ノ混亂ヲ生ズルコト

(2)「タイ」カ「テナセリウム」ヲ失地ト主張スル根據ハ極メテ薄弱ナルコト又「シャン」ノ如キハ全然失地ニアラザルコト

(3)「シャン」ニ於テハ「ケントン」州ノ「ケントン」市

附近迄ガ現實ニ「タイ」軍ノ占領セル地域ナルコト  
(2)「マライ」ハ帝國將兵ガ血ヲ以テ獲得シタル地域ナルコト  
ノ如キハ極メテ形式ノモノタリシコト

三、「マライ」ノ四州ハ其ノ附屬島嶼ヲ含ム全部トス但シ「ウエルスレー」及「ペナン」ヲ含マザルコト

四、「マライ」四州ニ於テハ(1)大東亞戰爭前ヨリ帝國側ガ鑛業權ヲ獲得シ稼行ヲシタル鑛山アリ又(2)戰後ニ於テ開發ニ着手セルモノ及(3)今後開發ヲ必要トスベキ資源アリ此等ノ資源ハ帝國ノ戰爭遂行上絶對必要トスルモノナルヲ以テ帝國ノ既得權ハ尊重セラルベク今後ノ開發ニ付テノ特殊ノ措置ヲ必要トス但シ戰後ハ適當調整ヲ希望スベシ特殊ノ措置トハ結局戰爭中ハ日本側ガ自ラノ手ニ依リ從來通り開發シ行ク意味ニシテ左ノ如キモノヲ含ム

- (1)鑛業稅所得稅輸出稅等ノ免除
- (2)鑛石又ハ製品輸出ノ自由
- (3)所要資材ノ輸入ノ自由、免稅
- (4)從業員入國ノ自由、入國稅ノ免除

## 一 対タイ関係

- (5)附屬施設(工場、鐵道、港灣、住宅等ヲ含ム)該地ノ自由及設置ノ爲ノ公有土地無料使用、私有地買收ノ自由
- (6)労働者募集ノ自由、之ニ對スル援助
- (7)從業員労働者ノ糧食ノ補給ニ對スル援助
- (8)將來ノ採礦ノ自由、擔當者指定ノ自由
- (9)鐵道輸送上ノ便宜供與(優先輸送、料金協定等)
- (10)事業資金送金ノ自由

五、敵產ニ付テハ鑛山及附屬施設ノ内戰爭遂行上必要ナルモノハ我方之ヲ保留スヘク其ノ他鐵道通信等ハ「タイ」側ニ移管ス

六、鑛山資源以外ノ資源ニ付テハ特殊ノ考慮ヲ要スルモノ略々ナキモノト認メラル但シ「ケダード」州等ノ米ノ如クハ從來通り「マレイ」ニ供給セラルコト當然ナルベシ

七、軍事的ニハ四州ノミニ付特別ナ特殊ノ措置ヲ必要トセザル見込ミナルモ曰「タイ」同盟及び軍事協定ニ基キ所要

ノ駐兵通過等ヲ許容セラルベシ

八、「シャン」ノ一州ハ州ノ境界ニ依リ國境ヲ定ム但シ現地ノ實情ヲ考慮シ一部河川ニ依ル等修正ノ要アルヤモ測り

難シ

九、「シャン」二州ニ付キテハ差當リ資源開發上特殊ノ要請ヲ有セヅ軍事的ニハ日「タイ」同盟及軍事協定ハ適用セラルモ「タイ」軍ノ主擔任地域タルベシ

一〇、「サルウイーン」河及其ノ流域ニ於テ「チーク」材ノ木及製材ノ爲必要ナル便宜ヲ相互ニ供給スルコトニ付「タイ」「ビルマ」間ニ協定センコトヲ希望ス

### 二、領土解決ノ方法

「マライ」ノ四種及「シャン」ノ「モンパン」州ハ現在

日本軍ノ占領地ニシテ帝國トシテ領土ニ併合シ居ラサルヲ以テ帝國ノ領土ヲ割讓スルモノニ非ラス帝國ハ軍政ヲ

撤廢シ「タイ」國力之等地域ヲ占領シテ占領地行政ヲ行フコトヲ承認スルモノナリ事實上領土ニ準シテ處置シ差

支ナク又「タイ」カ領土トシテ宣言スルモ可ナリ但其ノ時期ニ付テハ帝國ト打合ヲ遂ケラレ度シ(但帝國ハ「マライ」殘部ニ付キ當分ノ間領土宣言ヲ爲ササル所存ナリ)

### 三、軍政移行ノ方法

右軍政ノ移行ノ圓滿ヲ期スル爲其ノ時期方法ニ付テハ十分打合ノ要アリ要スレハ過渡的措置ヲモ打合スベキコト例ヘハ九月中ニ完了スル爲八月一日ヨリ開始スルカ如シ

鐵道通信機關等ノ移管ニ付キテモ細目ノ打合ヲ逐<sup>(逐カ)</sup>クル要

アリ

### 一三、住民ノ措置

「タイ」國籍取得ヲ欲セサル住民ノ退去ヲ許容スルカ又「マライ」四州在住ノ土着民ヲ「タイ」國民トスルカ保護民トスルカ華僑ヲ如何ニ處置スルカ等住民ノ取扱ニ付テモ「マライ」殘部及「シヤン」殘部トノ關係上篤ト打合ノ要アリ

### 一四、統治ノ方法

從來一体トシテ統治セラレ居タル地域ヲ分割スルモノナルヲ以テ「タイ」ノ「マライ」四州及「シヤン」二州ノ統治方法ハ夫々「マライ」殘部及「シヤン」殘部ノ統治ト相互ニ影響スル所大ナルヘク今後共十分打合ノ要アリ就中帝國ハ帝國ノ軍政地域ニ關シ當該地方ノ靜謐保持ノ爲人心ノ把握ヲ重視シ土侯ヲ尊重シ且住民ノ福祉ニ留意セントスルモノナリ

### 一五、債務ノ處理

國際慣習上物權的ニ土地ニ附帶スル債務アラハ「タイ」側ニ於テ負擔スヘキコト

### 一六、通貨ノ處置

當該地域ニ流通スル在來ノ通貨及軍票ハ少クトモ一定期間流通ヲ認ムルコト

右期間中「タイ」政府ノ有ニ歸シタル在來ノ通貨及軍票並ニ「タイ」カ一定期間後「タイ」通貨ト交換シテ取得セル在來ノ通貨及軍票ハ原則トシテ土地ニ附帶スル債務ト認メ之ヲ廢棄スルコト

### 一七、條約ノ要否

前記ノ趣旨及資源ノ問題等ニ關シ條約ヲ締結スルモ可ナリ

一八、領土問題ハ今次解決ヲ以テ最終トスルコト從テ日「タイ」同盟條約附屬祕密諒解第一項ハ履行ヲ完了セルモノト認ムヘキコト

一九、「ケントン」「モンパン」以外ノ「シヤン」州「カレン」州ハ將來適當ノ時期ニ「ビルマ」ニ歸屬セシムヘク其ノ旨直チニ「ビルマ」側ニ内示スヘキコト

二〇、「ビルマ」トノ間ニ今後領土問題カ確執紛爭ノ種トナラザルコトヲ特ニ希望ス帝國ハ「タイ」「ビルマ」双方ノ希望ナキ限り特ニ泰緬國境ヲ保證者タラントスルモノニ

ハ非ザルモ兩者ノ友好關係ヲ斡旋スル用意アリ

### 三、發表ノ方法

今般總理ノ示達ハ直チニ（總理昭南着ト共ニ）概要ヲ發表スルモ差支ナク又「タイ」側ノ希望アラハ例ヘハ「ピブン」カ來朝シテ其ノ結果トシテ發表スルモ差支ナシ寧ロ後者ヲ希望ス

要ハ本件ヲ「ピブン」ノ國民ニ對スル聲望ヲ高カラシムル如ク發表スルニアリ

### （付記三）

#### 覺

「「タイ」國力毅然トシテ今日迄南亞細亞ニ於ケル唯一ノ國家トシテ其ノ獨立ヲ堅持シ來レルコトニ對シ深甚ナル敬意ヲ表ス又「タイ」國力特ニ大東亞戰爭勃發以來帝國ニ對シテ致シツツアル各般ノ協力ハ帝國ノ大イニ感謝スル所ナリ

二、萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ以テ世界ノ恒久平和確立ニ寄與スルハ帝國不動ノ國是ニシテ大東亞戰爭ノ意義モ亦右國是ニ基キ米英ノ東洋制霸ノ非望ヲ破摧シ大東亞諸

民族ノ共存共榮ノ基礎ヲ確立セントスルニ在リ

### 三、而テ戰爭ノ現段階ニ於テハ敵側ハ頗勢挽回ノ爲執拗ニ反

擊ヲ試ミツツアルモ帝國及同盟國ハ既ニ必勝不敗ノ態勢ヲ確立シアリ帝國ハ最後ノ勝利ヲ確信シ更ニ戰爭ノ完遂ニ邁進スル強固ナル決意ヲ有ス此ノ段階ニ於テ大東亞各國家各民族トシテ最モ必要トスル所ハ今次戰爭カ大東亞全民族ノ存立興隆ノ爲ノ戰爭ナル所以ヲ篤ト諒解シ以テ一段ト戰意ヲ昂揚シ其ノ結束ヲ固メ一團トナリテ米英ヲ擊破スルノ態勢ヲ強化スルニ在リト信ス之力爲ニハ大東亞ノ各國家各民族カ相互ノ主權及領土尊重ノ基礎ノ上ニ結集シ戰爭完遂ノ爲積極的ニ相共ニ協力スルコト必要ニシテ帝國トシテハ既ニ此ノ趣旨ニ基キ曩ニ帝國議會ニ於テ本大臣ノ聲明セル所ニ基キ中國、緬甸、比島其ノ他ニ對シテモ所要ノ施策ヲ着々實施中ナリ

四、「タイ」國ニ對スル帝國ノ方針ハ從來ヨリ既ニ主權ト領土トヲ尊重スルハ勿論「タイ」國カ共榮圈ノ樞要ナル環タル完全ナル獨立國トシテ興隆セシコトヲ切望シ「タイ」國政府ノ施策ニ能フ限リノ協力援助ヲ爲スニ在リタルカ帝國トシテハ此ノ際右方針ヲ急速且強力ニ實行セン

トスルモノナリ而テ帝國ノ「タイ」國ニ期待スル所ハ貴總理カ帝國ノ眞意ヲ諒解セラレ「タイ」國民ノ戰意ヲ昂揚シ後顧ノ憂無ク戰時體制強化及共同戰爭遂行ノ爲必要ナル有ラユル方策ヲ此ノ際一段ト活潑ニ實行セラレンコトナリトス

五、前述ノ方策ニ基キ殊ニ貴總理カ「タイ」國ノ興隆及「タイ」國民ノ戰意昂揚ヲ計ラレツツアルニ對シ之ヲ支援センカ爲ニ帝國ハ左記地域ヲ「タイ」國カ其ノ領土タラシムルコトヲ認ムル意図ナル旨ヲ茲ニ言明ス

(一)「マライ」ノ内「ペルリス」「ケダ一」「ケランタン」「トレングヌ」各州ノ全部但シ右地域ノ資源ノ開發等ニ關スル帝國ノ要請ニ付テハ戰後ハ所要ノ調整ヲ爲スモ戰時間ハ特別ノ措置ヲ講スル要アリ

(二)「シャン」聯藩ノ内「ケントン」「モンパン」各藩ノ全部

領土編入ノ時期、形式等ニ付キテハ別ニ兩國間ニ於テ打合スルコト致度本件領土問題ニ關シ特ニ本大臣ノ希望スル所ハ帝國及「タイ」國政府ノ眞意ニ付疑惑又ハ誤解ヲ「タイ」國民ニ起サシメント努ムル敵側ノ宣傳謀略ヲ貴總理カ

此際之ニ依リ粉碎完封シ「タイ」國民ノ戰意昂揚ヲ圖ルニ最善ヲ盡サレ度キコトナリトス

從テ本件ノ發表方法等ニ付テモ貴總理ノ御希望モアルヘキニ付委細ハ坪上大使ト打合セラレ度

573 昭和19年1月29日 在タイ坪上大使より  
青木大東亞大臣宛(電報)

親日派要人失脚をめぐるピブンの対日態度変化につき報告

バンコク 1月29日後2時30分発  
本省 1月30日後2時10分着

K第六號(至急、館長符號扱)  
K第五號ニ關シ

「ピブン」ハ肅正工作ニ依リ自己ノ不人望ヲ挽回セント

努メ居ル處「ワニット」カ其ノ槍玉ニ舉ケラレタル動因ヲ察スルニ  
(イ)「ワ」ハ必スシモ清廉潔白ノ士ト目セラレ居ラス彼カ親曰ヲ標榜シ餘リニ辣腕ヲ振ヒ過キタル爲「ブロム」「ダムロン」「チャイ」等ノ閣内ニ多數ノ政敵ヲ造リ

「ワ」ハ常ニ反日嫉視ノ對象タリシコト

(回)從テ「ピ」ノ周圍カ「ワ」ヲシテ失脚セシメテ「シン」「ボリバン」等ノ勢力ヲ減殺セント策動シ居ルコト

(ハ)本事件ヲ以テ私カニ敵側ノ歡心ヲ買ヒ萬一ノ自己ノ地位擁護ニ之ヲ利用セントスル底意アルコト

等ナルカ「ピ」ハ世界戰局カ必スシモ我方ニ有利ナラサルヲ看取シ居リ「タイ」國ニ對スル戰爭ノ重壓カ其ノ度ヲ加フルニ從ヒ「ピ」ハ「ダムロン」「チャイ」等機會主義者ヲ重用シ親日派ヲ敬遠セントスル傾向アリ客年「ヴィヂット」訪日ノ際同人カ貴大臣ニ内話セル所ニ依リテモ明カナル所ニシテ「ピ」ノ首鼠兩端ヲ持スル態度ハ大東亞會議前ヨリ益々顯著トナリ遂ニ本件ニ及ヘルモノニシテ前記ノ如キモ必シモ穿チ過キタル觀察ニアラスト認メラル

メラレサルニ於テハ日「タイ」友好關係ヲ無視ストノ非難ヲ免カレサルヘシト切言セルニモ拘ハラス「ピ」ハ遂ニ保釋ヲ認ムルニ至ラサリシ點ヨリモ本件カ名ヲ肅正ニ藉リ相當計畫性ヲ有シ居ルコトハ看過スヘカラサル所ニシテ「ピ」ハ自分カ「シ」「ボ」「ブ」等ノ健在ナル限り日「タイ」同盟關係ニハ搖キナシト言明シ居ルモ今後ノ戰局ノ推移如何ニ依リテハ其ノ禍根ハ親日派ニ波及スル所ナカルヘキヲ保シ難ク一葉落チテ天下ノ秋ヲ知ルノ感ヲ深クセサルヲ得ス此ノ際特ニ警戒ノ要アリ今後ノ「ピ」ノ渡日方ニ對シ我方カ深甚ノ關心ヲ持チ常ニ注視シ居ルノ態度ヲ強ク印象付ケ置クコト緊切ナリト存ス

574 昭和19年9月5日 最高戰爭指導會議報告

### 〔對「タイ」施策ニ關スル件〕

●對「タイ」施策ニ關スル件

二、二、三箇月前ヨリ「ワ」ノ疑獄說流布セラレタル爲石井陸軍武官等カ「シ」「ワ」ニ對シ直接間接ニ自重ヲ促シ居リタルニ拘ハラス本事件ノ惹起ヲ見タルハ眞ニ遺憾ニ

堪ヘサル次第ナリ本事件カ表面純然タル刑事問題ナル爲日本ノ容喙ヲ避ケ得ルコトヲ奇貨トシ本使カ保釋スラ認

協定並ニ大東亞共同宣言ニ則リ「タイ」國ヲシテ共同戰

争ヲ完遂シ帝國ノ施策ニ協力セシムルヲ目標トシ「タイ」國ノ獨立及主權ヲ尊重シ内政及民生ノ安定ヲ圖リ其ノ靜謐保持ニ努ムルト共ニ戰爭遂行上ニ於ケル我方ノ絶對的要請ハ飽迄之力充足ヲ期スルモノトス

## 二、要領

(一) 我方各般ノ施策ヲ通シ「タイ」國ノ獨立及主權ヲ尊重スル如ク特ニ留意ス

(二) 我方ノ對「タイ」要請ハ嚴ニ戰爭遂行ニ必要ナル最小限度ニ止ムルト共ニ戰爭遂行上ニ於ケル我方絶對的要請ノ充足ニ對シテハ飽迄「タイ」側ヲシテ協力セシム

(三) 「タイ」國ノ防空強化及經濟安定等ニ關シ能フ限り我方協力ヲ促進ス  
四 靜謐保持ノ方針ニ遵ヒ「タイ」國ノ政情安定ヲ圖ルト  
共ニ日「タイ」關係ノ緊密化ニ最善ヲ盡スモノトス之  
カ爲

(イ) 「タイ」國政權ノ安定強化ニ能フ限り支援ヲ與へ且  
其ノ親日的傾向ヲ助長スルニ努ム其ノ反對勢力ニ付  
テハ其ノ動向ヲ監視シ且殊更反日的方向ニ趨カシメ  
サル如ク留意ス

(ロ) 此際日「タイ」双方ニ於テ兩國關係ノ明朗化ニ努ム  
殊ニ「タイ」側ヲシテ其ノ國民指導及對外宣傳ニ付  
注意セシム

(五) 「タイ」國朝野ノ通敵行爲又ハ背信行爲ノ危險ニ對シ  
テハ常ニ探査ヲ怠ラサルト共ニ最惡ノ事態ノ發生ヲ能  
フ限り防止シ又事態ノ急變ニ即應スルノ方策ヲ考究ス  
ルモノトス

備 考 本決定ヲ以テ昭和十七年九月十九日大本營政

府連絡會議決定「對「タイ」施策ニ關スル件」

ニ代フルモノトス

575 昭和20年5月24日 在タイ山本(熊一)大使より  
東郷大東亞大臣宛(電報)

南方軍の対タイ強権発動の動きに關しタイの独立  
主権尊重やタイへの要求増大防止等を意見具申

バンコク 5月24日発

本 省 6月3日着

第四九五號(大至急、館長符號扱)  
往電第四一六號ニ關シ

「ビルマ」戦局ノ推移ニ鑑ミ當地義部隊ヲ「ビルマ」方面軍ノ指揮下ニ置カントスル總軍ノ案力義部隊ノ強キ反対ニ依リ一時中止セラルルニ至リタルハ冒頭往電申進ノ通ナル

カ其ノ後ニ於テモ軍側特ニ總軍方面ニ於テ「タイ」側ニ對スル或ル種ノ強力發動ノ問題カ内密ニ論議セラレ居ル模様ニシテ現二十五日ヨリ西貢ニテ開催セラレタル參謀長會議ニ於テモ本件ハ重要議題トナリタルモノト認メラル

此ノ種意見ニ對シテ本使ノミナラス中村司令官ヨリモ總參謀長以下當地出張ノ總軍首腦部ニ對シ對「タイ」策ノ根本義竝ニ「タイ」ノ國民性等ニ鑑ミ「タイ」國官民カ何物ニモ代ヘテ擁護セントスル自主獨立ノ觀念ヲ毀損スルコトノ危険ニシテ結局我方ニ取り不利ナル所以ノ說得ニ努力シ來レルニ拘ハラス總軍方面ニ此ノ種意見カ益益強ク行ハレツツアル理由ノ一半ハ最近ニ於ケル「タイ」國軍官民ノ對日協力ノ一層ノ消極化ニアリ蘭貢陷落獨逸ノ降伏等戰爭ノ將來ニ對スル悲觀的材料ノ續發ト共ニ「アパイウオン」總理以下政府首腦部ノ異常ナル努力ニモ拘ハラス一般「タイ」國官民ノ戰爭嫌惡ノ□向カ増大ノ一路ヲ辿リツツアルハ屢次ノ報告ニ依リ御承知ノ通ナルカ特ニ蘭貢失陷ノ報ハ當國

官民ニ異常ナル衝動ヲ與ヘ我方當局ノ□明ニ拘ハラス敵軍「タイ」領侵入モ意外ニ早ク敢行セラルルニ非スヤトノ不安瀰漫シ居レリ

斯カル際敵第五列ノ蠢動ハ「タイ」國內交通通信機關ノ混亂ニ乘シ愈活潑化シ各種「デマ」横行シ空襲時盤谷市内外ニ於ケル日本軍□「トラック」ノ大袈裟ナル待避ト相俟テ日本軍ノ勝利ニ對スル信賴感ヲ著シク失ハシメ延イテハ「タイ」國ノ前途ニ對スル不安ヲ增加セシメツツアリ斯カル情勢カ自然「タイ」國官民ノ對大東亞戰爭觀及對日態度ノ上ニ重大ナル影響ヲ及ホシツツアルハ當然ナリ戰局ノ推移ニ伴ヒ比島「ビルマ」ノ新國家カ成立後一兩年ニシテ民衆ノ苦難ノ末簡單ニ崩壊シ今ヤ却テ敵手ニ依リ物量豊富ニシテ安穩ナル生活ノ再發足ヲ見ツツアリトノ敵側宣傳ヲ盲信スルニ及ヒ日本ノ宣言セル大東亞共榮圈建設ノ理念モ根本的動搖ヲ蒙ルヲ免カレサルノミナラス延イテハ「タイ」自身ニ關シテ、印度支那半島ノ周邊ヨリ襲ヒ來ラントスル敵ノ强大ナル壓力ヲ遂ニハ防禦シ得サルヘキ日本軍ノ道伴レトナリテ此ノ上更ニ深刻ナル苦難ヲ嘗ムルヨリハ敵ノ「タイ」領内侵入ニ先立チ戰線ヨリ離脱シ犠牲ヲ最少限ニ

喰止メントノ聲國民各層間ニ瀰漫シ一般「タイ」人ノ敗戦思想深刻化シツツアリ斯テハ單ニ一般國民ノミナラス中堅官吏層ノ「サボタージ」軍隊及警察ノ對日非協力乃至反日の策動ノ事例益頻發シツツアリ

最近ニ於ケル對日協力冷却ノ具體的事例二、三ヲ舉クレハ一、軍費追加要求ノ交渉ニ當リ健全財政至上論者ノ大藏大臣及國立銀行幹部ハ勿論「ア」總理モ從來ノ如ク直ニ贊意ヲ表スルコトナク慎重審議ヲ重ね居ルコトナリ

「ピブン」政權時代ノ二年半ノ總額ヨリ同人組閣以來一年未滿ノ期間ニ於ケル放出高ノ方多額ニシテ來ル通常議會ノ祕密委員會ニ於テ議員ノ質問アラハ多大ノ困難ヲ生スヘキ旨側近ニ洩ラシ居レリ右ハ當國「インフレ」防止

民生安定ノ見地ヨリハ無理カラヌ所ナルカ戰局ニ關スル或種ノ見透シノ下ニ出來得ル限り軍費ヲ値切ルコトニ依

リ戰爭終結迄ノ「タイ」國民生活ニ對スル犠牲ヲ幾分ニ

テモ緩和セントスル意圖ナルヤニ看取セラレ（尤モ「ア」

總理ハ軍費節約ノ理由トシテ若シ日本ノ敗戰確定的トナ

ラハ戰後ノ財政等ヲ顧慮スルモ無意義ナルヘキモ日蘇關係ノ新發展等ニ依リ事態カ近ク有利ニ展開スヘシト認メ

ラルルヲ以テ「タイ」國ノ惡性「インフレ」ヲ出來得ル限り防止セントスル希望モ生スル次第ナリトノ趣意ヲ當館館員ニ洩ラセル趣ナリ）

二、「タイ」國當局カ鐵道線路車輛等ノ空襲被害ノ修理ヲ放任シ居ル爲日本側ノ手ニ依リ修理ヲ爲シ辛ウシテ運轉ニ支障ナカラシメツツアリ

斯カル實情ナルヲ以テ馬來ニ通スル南「タイ」線西貢方面ニ向フ東部線ニ關シテ日本軍ニ於テ代ツテ運營シ度旨ノ軍側ノ一應ノ申入ニ對シ「ア」總理モ困難ナル立場ニ陥リ日本側ノ要求受諾ヲ躊躇シツツアルヤノ旨ノ諜報アリ現ニ立法措置ヲ要ストシテ確答ヲ留保シ居レリ（冒頭往電參照）

三、米穀其ノ他重要資材ノ購入ニ對スル協力モ消極的トナリツツアリ

四、勞力ノ對日供給ヲ成ルヘク政府ニテ一元化シ賃銀ノ引下ヶ供給ノ確實ヲ期スル目的ニテ總理直屬ノ一委員會設置セラレタルモ現在迄ノ處充分ノ成果ヲ舉クルニ至ラス、日本軍常用ノ物資ヲ目的トスル竊盜強盜事件ノ甚シキ増加及一般的治安ノ惡化等

ニシテ他ノ見地ヨリスル考慮ヲ離ルレハ軍側ニ於テ強力使  
行ヲ考慮スルモ一應無理カラヌ所ナリ  
然レトモ冷靜公平且大局的見地ヨリ按スルニ先ツ軍費問題  
ノ如キモ今年度前半期末迄ノ累計一一億五千萬銖ニ達シ人  
口經濟力乃至工業力ノ點ニ於テ遙ニ「タイ」國ヲ凌駕スル  
佛印ノ負擔額ヲ遙ニ超過シ居ル一事ニ徵シテモ「タイ」國  
ノ對日協力カ表面消極的ニ見ユルニ拘ハラス實質的ニハ我  
方ノ要望ヲ先ツ充足シ居ルモノト斷セサルヲ得ス  
又軍需物資調達ノ問題ニシテモ國內駐屯兵力ノ爲ノミナラ  
ス「ビルマ」馬來其ノ他ノ地方ニ駐屯スル陸軍並ニ海軍ノ  
要求ヲ充タス爲ニ物資ヲ當國內ニ於テ價格ヲ顧慮セス(尤  
モ之カ經費ハ軍費トシテ「タイ」國ニ要求スルコト勿論ナ  
リ)買漁ル實情ニシテ其ノ結果一面ニ於テ軍費增加他面ニ  
於テ物資ノ不足ヲ來シ相俟テ物價昂騰民生壓迫ヲ招來スル  
コトトナリ流石ノ「ア」總理モ折々慨歎シ居ル程ナリ戰局  
ノ重大化ニ伴ヒ我方ノ對「タイ」要求ノ增加ハ一應已ムヲ  
得サル儀ナルモ然リトテ我方要求充足ニ急ナル餘リ萬一佛  
印同様武力處理ノ舉ニ出ツルカ如キコトアランカ收拾不可  
能ノ事態ヲ招來スルコトナル公算極メテ大ナリ佛印處理

カ比較的犠牲少ク迅速ニ目的ヲ達シ得タル所以ハ結局僅ニ  
數萬ノ佛人處理カ眼目ニシテ加之彼等ニ敵意ヲ有スル二千  
六百萬ノ現住民ノ協力アリタルニ反シ「タイ」國ノ場合ニ  
於テハ傳統的自負心ニ燃ユル千八百萬ノ「タイ」人全部捨  
身ノ反噬ヲ覺悟セサルヘカラス屢次報告ノ通「タイ」國官  
民ハ實力ノ如何ニ拘ハラス東南亞細亞ニ於ケル唯一ノ獨立  
國タルノ自負心ヲ有シ古クハ「ビルマ」ノ侵攻ヲ排撃シ近  
クハ西歐諸列強ノ侵略ヨリ巧ニ其ノ獨立ヲ擁護シ來レル歷  
史ニ徵スルモ彼等ノ自主獨立侵犯ニ對スル執拗ナル國民の  
感情ハ蓋シ外人間ノ想像ニ絶スルモノアリ斯くて武力處理  
ノ結果「タイ」國官民ノ總反抗ヲ招來スルニ於テハ例へハ  
我方ニ於テ現在非協力ヲ非難シツツアル鐵道關係ノミニ付  
テ見ルモ「タイ」全域ニ亘リ三千餘「キロ」ノ鐵道ハ結局  
日本軍ノ手ニ依リ運營セサルヘカラサルニ至ルヘシ其ノ結  
果運輸保線ノ爲夥シキ兵力ノ他ヲ要スヘク又軍關係工事  
及工場勞働者雇傭糧食其ノ他軍隊裝備用物資調達ハ直ニ停  
止スルコトナルヘク更ニ加フルニ我方兵站活動ニ對スル  
妨害及攬亂工作ノ防衛ニ忙殺セラルコトトナルヘシ斯テ  
ハ我方ハ「タイ」國內ニ於ケル治安維持換言セハ「タイ」

國官民トノ抗爭ニ多大ノ勢力ヲ殺カルルコトトナリ敵英米ノ侵攻ニ備フルノ餘力殆トナキニ至ルヘク斯テハ抑モ何カ故ニ大部隊ヲ「タイ」國ニ駐屯セシムルヤノ意ヲ反問セサルヘカラサルニ至ルヘシ更ニ又戰局不利ニ陷ルヤ作戰上ノ要請トシテ直ニ同盟國ノ獨立主權ノ侵害ヲモ已ムヲ得ストスルカ如キ態度ハ我方ノ戰爭目的乃至大東亞共同宣言ノ理

念ノ上ヨリモ極力避クヘキハ論ヲ俟タサル所ナリ之ヲ要スルニ戰局ノ推移ニ伴ヒ一方日本側ノ對「タイ」要求ハ増大ノ一途ヲ辿リ「タイ」本來ノ立場ニ對スル同情ト理解ヲ缺キ居レルカ如キ態度漸次顯著トナルニ對シ他方「タイ」側ニテハ獨逸降伏「ビルマ」戰局ノ崩壊等ニ依リ戰爭ノ前途ヲ愈悲觀シ「タイ」國民ニ對スル無益ノ犠牲ヲ成ルヘク少カラシムル爲戰爭ノ早期終結ヲ希望スルト共ニ其ノ間對日協力ニモ嚴格ナル限度ヲ置カントスル意嚮漸ク政府首腦部ノ態度ニモ察知シ得ルニ至レルハ前電「タイ」側非協力ノ事例ニ依リテモ明カナリ

ツツアルハ前述ノ通ナリ（特ニ西貢ノ參謀長會議以後盤谷市内ニ於テ「タイ」軍隊及警察ノ背叛ニ備ヘ邦人ヲ保護スル爲準備訓練ヲ當地軍側指導ノ下ニ行フコトナレリ）而シテ「タイ」國ニ對シ武力處理ヲ發動スルカ如キコトアラハ佛印ニ對スルトハ異リ全然所期ノ反對ノ結果ヲ來スヘキコト亦前述ノ通ナリ

從テ結論トシテ我方ハ最後ノ段階迄「タイ」獨立主權ヲ尊重スルノ態度ヲ名實共ニ堅持シ「タイ」自身ノ自發的對日協力ヲ確保スルニ努メ之カ爲ニハ對「タイ」要求ノ無制限増大ヲ防止スル要アリ而シテ占領地域ノ全部ヲ惰性ニ依リ犠牲ノ如何ニ拘ハラス確保セントスルカ如キコトハ避ケ先ツ印度支那半島防衛ノ目的及態度ニ關シ作戰及政略兩見地ヨリ再檢討ヲ加ヘ大局的見地ヨリ印度支那半島ニ於ケル兵力ノ重點的配備統合ヲ行ヒ然ルヘシ特ニ「タイ」國內ノ兵力ハ原則トシテ兵站基地トシテノ役割ヲ發揮セシムル必要限度ニ止ムルコト（且兵站基地トシテ最モ價值大ニシテ又佛印南支トモ近接スル中部「タイ」及東北「タイ」方面ニ重點的ニ配備スルコト）トセハ我方ノ對「タイ」要請ヲ相強力行使モ已ムヲ得ストノ主張總軍方面ニテ漸次有力化シ當縮減シ得ルノミナラス強力發動ノ場合ニ比シ印度支那半

島防衛ノ大局的見地ヨリスルモヨリ效果的ナルヘシト存セラル

何レ近ク南方總軍方面ヨリノ何等カノ意見具申ニ基キ中央ニ於テ對「タイ」根本施策再検討ノコトトナルヤモ知レスト存セラル處右ニ關シテハ勿論下半期軍費問題ニ關シテモ前記各般ノ事情竝ニ日「タイ」關係ノ從來ノ經緯等御含ノ上關係方面ヲ指導啓發相煩度情勢逼迫ニ鑑ミ重ネテ卑見具申ス

576 昭和20年6月1日 在タイ山本大使より 東郷大東亞大臣宛(電報)

### タイとの協力關係維持強化のため軍費要求の

#### 圧縮方意見具申

バンコク 6月1日発  
本省 6月5日着

#### 第五一〇號(大至急、極祕)

下半期軍費要求額折角御詮議中ト存スル處右ニ就キ當地ニ於テハ左記諸點ヲ考慮シ五億七千萬銖ノ限度(追加分一億減耗可能率上半期所要額五億三千萬ニ上半期ノ爲生スルコ

トアルヘキ五千萬ヲ加ヘタル額)ニ壓縮方當地軍ニ對シ要望シ居ル中央ニ於テモ要求額ヲ右限度内ニ止ムルコトトナル様御高配相成度

一、對日協力ヲ根本方針トシ且誠意ヲ以テ協力ノ實ヲ擧ケントナン居リ「ア」内閣ヲ支持シ「タイ」國ノ安定ト日「タイ」協力ノ強化促進ヲ圖ルノ必要ナルコト

二、上半期追加要求ニ際シテハ健全財政「インフレン」防止ヲ主眼トスル大藏大臣等ハ之ヲ過大ナリトシテ反対意見

ヲ強ク主張シ閣僚中ニハ之ニ共鳴スル向モアリタル模様ニテ確實ニ内閣不統一ヲ露呈セル處一方六月二十四日ノ

議會開會ヲ目捷ニ控ヘ議會内外ニ於テモ「ア」内閣トナリテヨリ軍費ハ急ニ膨脹ヲ來シ物價暴騰シテ「ア」首相ノ當初標榜セシトコロトハ逆ニ國民生活ノ不安ヲ招來セ

リト爲シテ「ア」ヲ攻擊シ同内閣打倒ノ機會ヲ捕エント圖リ居ル反對分子モ鮮カラサルコト  
三、「ア」ハ其ノ性格恬淡ニシテ政權ニ恋々トシテ執着セン  
トル意嚮ヲ有セス國民カ自分カ總理タルコトヲ欲セサ  
ルコトアラハ何時ニテモ桂冠スヘシトノ態度ヲ執リ居ル處多額ノ軍費要求ハ「ア」ノ立場ヲ窮地ニ陷レ延テハ

「ア」ノ挂冠ヲ惹起スル虞大ナルコト

四、軍費負擔能力相違スルニ於テモ要スル所「タイ」ノ物資  
窮乏ヲ加ヘツツアリ大ナル軍費ヲ取得スルモ徒ニ物價騰  
貴ニ拍車ヲ馳クルコトトナリ取得物資ハ増加トナラサル  
コト

五、多額軍費ヲ要求ノ場合「タイ」側ノ拒絕ハ避クヘカラサ  
ル見透ナル處延イテハ我方實力行使ヲ惹起シ由々シキ事  
態迄發展スル虞アリ萬一右ノ如キ事態ニ至ラハ「タイ」  
國民全部反對シ少クトモ「サボタージ」ニ當面シ日「タ  
イ」協力關係ハ根本的ニ覆滅シ我方モ困難著シク增大ス  
ヘキコト

577

昭和20年6月1日

在タイ山本大使より  
東郷大東亞大臣宛(電報)

南方軍において検討中の対タイ施策案につき報告

之カ取扱ニ特ニ御注意アリ度

右案ニ依レハ總軍ニ於テモ必シモ武力處理ヲ焦リ居ルモ  
ノニ非サルコト一應判明セル次第ナルカ今後若シ我方ニ於

テ下半期軍費、鐵道等ノ局部的軍管理日「タイ」軍事追加  
協定等ノ問題ニ關シ過大ノ要求ヲ爲シ「タイ」側ノ拒絕ス  
ル所トナラハ勢ヒノ趨ク處遂ニハ總軍ニ於テモ強力發動ヲ  
決意スルニ至ルヤヲ保セサルヘキヲ以テ先ツ戰局及國際政  
往電第四九五號ニ關シ

バンコク 6月1日発

本 省 6月5日着

「アパイウォン」總理ノ對日協力的態度ニ拘ハラス戰局及

國際政局ノ推移ハ國內ニ於ケル民生不安等ニ刺戟セラレ一  
般國民ノミナラス當國中堅官吏層、軍隊及警察等ノ對日非  
協力的傾向濃化ニ鑑ミ過般來南方總軍方面ニ於テ對「タイ」

強力發動問題論議セラレ居ル趣ナリシヲ以テ本使竝ニ當地

軍司令官ニ於テ機會アル毎ニ斯カル主張ノ是正ニ努メ來レ

ルハ冒頭往電其ノ他屢次往電ニヨリ御承知ノ通ナルカ二十一

八日來盤ノ總軍參謀副長及政務主任參謀ヨリ右對「タイ」

施策案(未タ總軍司令官ノ決裁ヲ經タルモノニ非サル由)本

使限リ極祕含トシテ内示アリタル處或ハ中央軍側ヨリ既ニ  
協議アリタルヤモ知レサルモ冒頭往電申進ノ次第モアリ電  
報ス尙中央軍側ヨリ直接連絡アル迄ハ部外絕對極祕トシテ

## 一 対タイ關係

局カ我方ニ取り幾分ニテモ改善セラル迄ハ過大ノ要求ヲ  
差控フルコト肝要ナルト共ニ他面「ア」内閣支援云々ト云  
フモ結局可能薄ニテ何等具體的措置(例へハ「タイ」側賣  
却濟ノ金ノ輸送等)ヲ必要トスル發言ニ付此ノ上共中央軍  
側其ノ他關係方面ニ對シ然ルヘク御高配煩度爲念

記

### 新段階ニ於ケル對「タイ」施策(案)

「「タイ」國ヲシテ飽迄對日協力政府ヲ存續セシメ之カ爲

極力「ア」内閣ヲ支援シ親日政策ヲ延引セシム

二、内閣<sup>(更カ)</sup>交迭スル場合ニ於テハ日「タイ」攻守同盟再確認ヲ

要求シ極力對日協力政府ノ存續ニ努ム

三、「タイ」國ニ對スル全面的武力處理ハ佛印ノ場合ト根本  
的ニ相異シ事後ニ於テ收拾極メテ困難ヲ豫想セラルヘキ  
ヲ以テ我軍ノ増強點ニ對スル兵力配置及「タイ」國軍ノ  
配備等ヲ適切ニシ背叛シ能ハサル如ク施策ス

又鐵道、船舶、通信等ニ關シテ戰局進展ニ伴ヒ局部的軍  
管理ヲ策シ之カ爲所要ニ應シ日「タイ」軍事追加協定ヲ  
設ク

四、武力反抗ノ徵候ヲ見ルトキハ其ノ初動ニ於テ之ヲ擊破ス

ルニ努ム之カ爲「タイ」ノ軍情國內動向ニハ一層注意シ  
速ニ諜知シ得ル如ク情報網ヲ強化シ又彈壓實施ニ當リテ  
ハ飽迄「タイ」國政府ノ名ニ於テシ我方ハ之ニ協力スル  
形式ニ於テ行フ  
外務大臣ヘ轉報アリ度

578 昭和20年6月7日

東郷大東亞大臣より  
在タイ山本大使宛(電報)

タイへの武力發動を見込む南方軍の動きに對  
し本省側の反対意向もふまえ善処方訓令

本省 6月7日後4時00分発

第二一九號(大至急、部外祕、館長符號扱)

「ビルマ」戰局ノ推移ニ伴ヒ南方總軍方面ニ於テハ「タイ」  
ニ對シ豫防的措置トシテ早キニ及シテ武装解除ノ如キ軍事  
的措置ヲトルヘシトノ意見強キ趣(但シ義部隊ニ於テハ右  
ニ反對ナル由)ナリシヲ以テ當方ニ於テハ軍側ニ對シ(イ)  
「タイ」國ニ對シテ右ノ如キ措置ヲトルコトハ我戰爭目的  
並ニ大東亞共同宣言及今次大東亞大使會議共同聲明ノ破壞  
ニシテ此點印度支那ノ場合トハ全然異ルコト(ア)右ノ如キ措

置ヲトレハ「アパイウォン」ハ勿論、何人モ總理ノ地位ヲ  
引受クルモノ無カルヘク全國ヲ舉ケテ反日的「ゲリラ」ト  
ナリ我軍ノ負擔ハ測リ知ルヘカラサルモノトナルヘキコト  
(ハ)「タイ」國內ニ於ケル我軍力健在ナル限り「タイ」國力  
早急ニ大ソレタ背信行爲ニ出ツルカ如キコトハ殆ト考ヘラ  
レサルコト等ノ諸點ヲ擧ケ現在ノ情勢ニ於テ右ノ如キ措置  
ノ不必要且ツ不可ナル所以ヲ力説シ置ケリ

就テハ此ノ際特ニ帝國ノ對「タイ」方針ヲ誤ラサルコト全  
般ノ戰爭指導上肝要ナルニ付此上共右本省側ノ意向ヲ含ミ  
ツツ義部隊側ト懇談セラルト共ニ高倉中佐ヲ通シ貴大使  
ノ意見ハ充分陸軍中央ニモ反映スル様同中佐貴地着ノ上ハ  
充分御連絡アリ度(部外祕)

陸軍中央ニ於テハ今回南方へ出張ノ高倉中佐(軍務課員)ヲ  
シテ出先各當局ト「タイ」問題ニ付テモ研究セシムルコト  
トナリ同中佐ハ本月三日空路當地ヲ出發セルカ對「タイ」  
措置ニ關スル左記ノ如キ陸軍中央部内ノ一應ノ意見ヲ携行  
セル趣ナリ

(新案)

一、泰ノ靜謐ヲ保持シ其ノ對日協力ヲ促進スル爲極力現政權  
ヲ支援スルト共ニ極祕裡ニ其ノ崩壊ノ場合ニ對處スヘキ  
措置ヲ準備ス  
二、泰國ノ背反又ハ泰國軍ノ叛亂ヲ豫期セサルヘカラサル場  
合機ヲ失セス武力ヲ發動シ得ル如ク所要ノ準備ヲ進ム  
武力發動ノ時期ハ別ニ定ム

579 昭和20年7月12日 在タイ山本大使より  
東郷大東亞大臣宛(電報)

#### 日タイ両軍當局間で交渉中の軍事協定第二次

##### 追加協定案につき報告

バンコク 7月12日発  
本 省 7月14日着

第六八八號(部外祕、大至急、館長符號扱、極祕)

一、目下當地義部隊ト「タイ」國防軍トノ間ニ日「タイ」軍  
事協定ノ第二次追加協定交渉中ニシテ近ク妥結ノ趣ナリ  
右ハ戰局ノ推移ニ依リ皇軍ノ主要任務カ進擊ヨリ保守防  
衛トナルヘキカ爲ニ從來協定ニハ實情ニ即應セサルモノ  
アルニ至リシニ基クモノニシテ協定ノ主タル要旨左ノ通  
(1)「シャン」州ハ從來「タイ」側ノ單獨防衛ニ委ネアリ

- (2)「タイ」緬國境補給ハ日本軍防衛ニ當リ要スレハ「タイ」側之ニ協力ス
- (3)「シヤン」州ト舊北部「タイ」領トノ國境方面ハ「タイ」側ノ面立テル爲「タイ」側ヲシテ防衛ニ當ラシムルモ要スレハ日本側之ニ協力ス(但シ實際上ハ日本側ニテ當ルコトトナル趣ナリ)
- (4)佛印國境方面ノ防衛「タイ」國內ノ治安維持並ニ國內輸送力ノ確保及前線ニ對スル補給問題等一般後方任務ハ「タイ」側之ニ當ルモ要スレハ日本側之ニ協力ス(尤モ一部鐵道ノ日本軍ニ依ル軍營ノ如キハ別ニ取極ムルモノトス)
- (5)「タイ」國內重要地點(現在實際問題トシテ盤谷ヲ豫定ス)ノ防衛ハ日「タイ」軍共同ニテ當ル
- (6)本協定ハ祕密協定トシ將來トモ發表スルコトナシ尙本件追加協定ハ軍事上必要適切ノ措置タルト共ニ累次報告ノ第五列ノ策動ナルモノト流言蜚語ニ依ル日「タイ」兩軍間ノ疑心暗鬼ヲ解消セシムル爲ニハ兩軍當局間ニ常ニ忌憚ナキ意思疏通ヲ圖ル要アリトノ點ヨリスルモ機宜

ノ措置ト思考シ居リ斯クテ萬一敵兵力侵入等ノ場合ニ出來得ル限り日「タイ」兩軍協力シテ又若シ「タイ」側ノ熱意乏シキカ如キ場合ニハ日本側單獨ニテモ「タイ」側ノ誤解ヲ招クコトナクシテ充分ナル防衛措置ヲ講シ得ルコトナルヘシ  
 三、當方面ノ戰局緊迫化ニ伴ヒ當國駐屯ノ我方兵力ハ急激ニ増強セラレツツアルカ(森隸下ノ林集團(軍司令官片村四八中將參謀長吉田權八少將)ハ義部隊ノ隸下ニ入ルコトナレリ)之カ爲當地義部隊ハ近ク方面軍ニ昇格スルコトトナリ差當リ中村中將カ司令官花矢忠中將カ參謀長現參謀長濱田中將カ副長トナリ大使館附武官ニ(脱)セル趣ナリ御参考迄

外務大臣へ轉報アリタシ

580

昭和20年7月17日 最高戰爭指導會議決定

## 「對泰措置ニ關スル件」

付記 昭和二十年七月二十二日発東郷大東亞大臣より在タイ山本大使宛電報

右決定の趣旨説明

●對泰措置ニ關スル件

一、現下ノ情勢ニ於テハ泰國ニ對スル武力處理ハ之ヲ行ハザ  
ルモノトス之ガ爲凡有手段ヲ講ジテ最惡事態ノ惹起防止  
ニ努ム

二、情勢眞ニ已ムヲ得ズシテ武力ヲ行使セザルベカラザル場  
合之ガ發動ニ付テハ別ニ定ム

(付記)

本省 7月22日発

(館長符號板、大至急)

一、現下ノ情勢ニ於テ「タイ」ニ對スル武力處理ハ不得策ナ  
リト認メ、七月十七日最高戰爭指導會議ニ於テ左記決定  
ヲ見タリ

對泰措置ニ關スル件

一、現下ノ情勢ニ於テハ泰國ニ對スル武力處理ハ之ヲ行  
ハサルモノトス之カ爲凡有手段ヲ講シテ最惡事態ノ  
惹起防止ニ努ム

二、情勢眞ニ已ムヲ得スシテ武力ヲ行使セサルヘカラサ

ル場合之カ發動ニ付テハ別ニ定ム

三、右第一項ノ趣旨ハ「タイ」國ニ對スル武力處理ハ大東亞

政策ノ本旨竝ニ「タイ」國ノ傳統的國民性等ニ鑑ミ極力  
之ヲ避クヘキモノニシテ現下ノ情勢ニ於テハ武力處理ヲ  
必要トルカ如キ事態存在セス又今後モ絞上ノ趣旨ヨリ

右ノ如キ最惡事態ノ惹起ヲ防止スル爲凡ユル手段ヲ盡ス  
ノ要アリ之力爲我方トシテハ「タイ」國現政府其ノ他親  
日的勢力ノ強化ヲ支援シ我對「タイ」要請ヲ戰爭遂行上  
絶對必要ナル最小限度ニ止ムルト共ニ出來得ル限り經濟  
的援助ヲ現實ニ實行シ又「タイ」國軍官民トノ末梢的事  
件カ不測ノ重大事態ニ發展スルカ如キコト無キ様最善ノ

注意ヲ拂フヘキコト等ヲ意味ス

第一項ノ趣旨ハ「タイ」國ニ對スル武力處理ハ「タイ」  
側カ背信行為ニ出ツルトカ或ハ又我方ニ對スル協力ヲ全  
面的ニ拒否スルト云フカ如ク情勢眞ニ已ムヲ得サル場合  
ニ嚴ニ限ラルヘキモノニシテ我方ヨリ豫防的ニ進ンテ武  
力ヲ發動スルカ如キコト無カルヘク且ツ果シテ右ノ如キ  
眞ニ已ムヲ得サル場合ニ該當スルヤ否ヤノ判定及武力發  
動ノ時期ノ決定等ハ極メテ重大ナルヲ以テ之ヲ中央ノ決

定ニ依ルヘキモノト爲スノ意味ナリ

参考トシテ西大ヘ轉電セリ

581 昭和20年7月26日

在タイ山本大使より  
東郷大東亞大臣宛(電報)

日タイ軍事協定第二次追加協定締結等につき報告

バンコク 7月26日発

本省 7月26日着

第七四七號(大至急、館長符號扱、軍事機密)

往電第七三八號ニ關シ

一、日「タイ」共同作戦第二次追加協定ハ二十一日日「タイ」

兩國軍最高指揮官間ニ締結セラレタリ尙協定内容ハ大體

既電ノ通ナルカ唯「敵ト交戦又ハ觸接スル兩國軍隊ハ相

互ニ事前ニ通告スルコトナクシテ兵力ヲ撤退又ハ減少ス

ルコトナキ」旨ノ一項ヲ設ケラレタリ

二、東北「タイ」及北「タイ」方面ニ敵側ノ祕密飛行場相當

數建設セラレアル嫌疑極メテ濃厚トナレルヲ以テ日「タ

イ」兩軍ノ共同調査ヲ行フコトトナレリ軍側ノ意見ニ依

レハ或ル地方ニテハ郡長等ノ地方官憲力手先トナリ苦力

ヲ使用シテ山林ノ伐採及飛行場建設ニ當リ居ル疑ヒアル

趣ナリ又飛行場ノ存在確認セラレタル場合ハ最寄地駐屯

ノ皇軍ヲ派遣スルヤモ知レス其ノ結果若シ敵兵既ニ飛行

場ニ在ラハ交戦トナルヤモ知レストノコトナリ

外務大臣ヘ轉報アリタシ

582 昭和20年8月3日

在タイ山本大使より  
東郷大東亞大臣宛(電報)

日タイ両軍当局間で交渉中のタイ国内における敵性策動根絶に関する軍事協定細目取極について

バンコク 8月3日発

本省 8月3日着

第七七八號(大至急、館長符號扱、軍事機密扱、極秘)

「ブケット」島上陸企圖等ニ徵スルニ當國周邊並ニ當國自

體ニ對スル敵進攻作戦ノ可能性増大セルニ鑑ミ當國ニ於ケ

ル敵進攻作戦ニ必ス先行スル宣傳謀略工作ヲ封殺根絶スル

目的ヲ以テ當國軍當局トノ間ニ左記要旨ニテ軍事協定ノ細

目取極トシテ「タイ」國內ニ於ケル敵性策動根絶ニ關ス

ル協定」ヲ締結スルコトナリ且下交渉中ナリ

尙軍側トシテハ「タイ」國軍隊及警察ノ一部カ政府ノ意思

ニ反シ萬一通敵行爲ニ出テ事重大ニシテ我方ニ於テ自衛上

已ムナク一部部隊ニ對シ強力措置ニ出テサルヲ得サルカ如キ場合ニモ右ハ本協定ニ基キ當然ノ行爲トシテ「タイ」國

軍隊又ハ警察ヲ對象トスル武力處理ニ非ラサルコトヲ「タ

イ」側ヲシテ納得セシムル上ニハ效果アルヘシト考ヘ居リ

事實本協定ノ運用宜シキヲ得ル場合ハ敵性活動ヲ未然ニ封

殺シ得テ大規模ノ武力處理ヲ必要トスルカ如キ事態發生ヲ

防止シ得ルコトトナルヘシ事態逼迫ノ今日機宜ノ措置ト認

メラル

## 記

一、主ナル敵性策動ト認メ根絶スヘキ事項

(1)祕密飛行場設定使用及附近住民ニ對スル懷柔工作上既

電ノ日「タイ」共同調査ノ結果「サコンナコーン」及

「ラーヘン」附近ニ數箇所確認セラレタルヲ以テ近ク

日「タイ」共同ニテ又ハ我方ノミニテ之ヲ破壊スルコ

トトナルヘシ絕對極祕ニ願度)

(2)通信其ノ他ニ依ル敵トノ祕密連絡

(3)敵國軍人敵性諜者ノ侵入及諜報謀略活動

(4)敵性宣傳

(5)右ノ外兩國軍ノ作戰ニ對スル妨害行爲

二、敵性策動ニ關スル情報及探査上必要ナル資料ノ相互交換

及必要ニ應シ共同調査

三、相互諒解ノ下ニ共同又ハ單獨ニ敵性策動封殺

四、「タイ」國領内ニテ捕獲セル敵國軍人諜者及鹵獲物等ノ

歸屬取調等ニ關スル規定

(1)獲得セル軍ノ權内ニ入ルモノトス但シ空中ヨリ降下セ

ルモノハ地域主義ニ依ルコト

捕獲直後ノ取調ヲ行ヒ且速ニ共同調査ヲ行フコト

(2)日本(「タイ」)國籍ヲ存スル敵性諜者ニシテ「タイ」

(日本)軍ノ手ニ入りタル者ハ取調等終了後原則トシテ

其ノ所屬國籍軍ニ移讓スルコト

尙敵國俘虜及抑留者並ニ敵國籍ヲ有スル一般人ノ敵性策動

防止方ニ關シテハ本使ヨリ外務大臣ニ可然申入ルルコトト

セリ

外務大臣へ轉報アリタシ

~~~~~